平成17年第7回那須塩原市議会定例会

議 事 日 程 (第2号)

平成17年11月30日(水曜日)午前10時開議

- 日程第 1 議案第122号~議案第129号及び議案第141号~議案第142号の質疑
- 日程第 2 議案第108号~議案第118号の質疑
- 日程第 3 市政一般質問
 - 4 番 阿部寿一議員
 - 1. 福祉行政について
 - (1) 乳幼児医療費助成制度の拡充について
 - (2) 放課後児童健全育成事業について
 - 2. (仮称) 塩原堆肥センターについて
 - (1) 堆肥センターの事業について
 - (2) 維持管理費について
 - 21番 山本はるひ議員
 - 1. 行財政改革について
 - (1) 市役所組織の見直しについて
 - (2) 職員の定員管理について
 - 2. 国際観光都市について
 - (1) 具体的な施策について
 - (2) 姉妹都市について
 - 3. 子育て支援について
 - (1) 学童保育の委託、運営について
 - (2) 保育園について

出席議員(32名)

1番	岡	本	真	芳	君	2番	岡	部	瑞	穂	君
3番	眞	壁	俊	郎	君	4番	阳	部	寿	_	君
5番	髙	久	好	_	君	6番	鈴	木		紀	君
7番	磯	飛		清	君	8番	東	泉	富	士夫	君
9番	髙	久	武	男	君	10番	平	Щ	啓	子	君
11番	木	下	幸	英	君	12番	早	乙女	順	子	君
13番	渡	邉		穰	君	14番	玉	野		宏	君
15番	石	JII	英	男	君	16番	吉	成	伸	_	君
17番	中	村	芳	隆	君	18番	君	島	_	郎	君
19番	関	谷	暢	之	君	20番	水	戸		滋	君
21番	Щ	本	は	るひ	君	22番	相	馬		司	君
23番	若	松	東	征	君	24番	植	木	弘	行	君
25番	相	馬	義	_	君	26番	菊	地	弘	明	君
27番	平	Щ		英	君	28番	人	見	菊	_	君
29番	齋	藤	寿	_	君	30番	金	子	哲	也	君
3 1番	松	原		勇	君	32番	室	井	俊	吾	君

欠席議員 (なし)

説明のために出席した者の職氏名

市	長	栗	Ш		仁	君	助	役	坪	Щ	和	郎	君
収 入	役	折	井	正	幸	君	教 育	長	渡	辺	民	彦	君
企 画 部	長	松	下		昇	君	企画情報記	果長	高	藤	昭	夫	君
総務部	長	君	島		寛	君	総務課	長	平	Щ	照	夫	君
財政課	長	松	本	睦	男	君	生活環境部	祁長	相	馬		力	君
生活環境詞 班	凋整 長	高	塩	富	男	君	市民福祉部	邻長	田	辺		茂	君
福祉事務原	所長	大 田	原		稔	君	市民福祉詞 班	周整 長	向	井		明	君
産業観光部	部長	田	代		仁	君	産業観光記 班	問整 長	臼	井	好	明	君
建設部	長	君	島	富	夫	君	建設調整理	任長	益	子	和	則	君
水道部	長	君	島	良	<u></u>	君	水道課長(黒)	金	沢	郁	夫	君
教 育 部	長	千 本	木	武	則	君	教育総務詞	果長	田	代	哲	夫	君

	選管・監査・ 固定資産評価 ・公平委員会 事 務 局 長	織	田	哲	徳	君	農業委員会事務局長	八	木	源	_	君
	西那須野支 所長	田	П		勇	君	塩原支所長	櫻	岡	定	男	君
本会議に出席した事務局職員												
	議会事務局長	渡	部	義	美		議事課長	石	井		博	
	議事調査係長	斉	藤	兼	次		議事調査係	渡	邉	静	雄	
	議事調査係	福	田	博	昭		議事調査係	高	塩	浩	幸	

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長(高久武男君) おはようございます。 散会前に引き続き本日の会議を開きます。 ただいまの出席議員は32名であります。

◎議事日程の報告

○議長(高久武男君) 本日の議事日程はお手元に 配付のとおりであります。

◎議案第122号~議案第129号及び議案第141号~議案第 142号の質疑

○議長(高久武男君) 日程第1、議案第122号から議案第129号まで及び議案第141号並びに議案第142号の10議案を議題といたします。

以上に対し、質疑を許します。 12番、早乙女順子君。

〇12番(早乙女順子君) では、まず議案第123 号について質疑いたします。

この条例は、建築基準法の84条の規定に基づき、 法に定めるもののほか必要な事項を定めることな んだと思うんですけれど、そこで、この審査会の 招集するとき、どういうものを招集するのかとい う、第3条に関してなんですけれど、ここで法の 規定による同意を求められたときに開催するとい うことになっておりますけれど、ここで言う法の 同意が必要なものというものが建築基準法のとこ ろであるわけですけれど、この20項目ぐらいある んですかね。その中で一番どのようなことが建築 審査会の同意が必要なものとして開催されることが多いのか。その多いようなものについてだけでいいんですけれど、審査会の同意を求められるものというものを聞かせてください。

次に、議案第125号、ここで手数料条例の一部 改正についてですけど、ここで建築確認など市が 行うことになって、ここに各種手数料というもの がずっと書いてあるわけですけれども、私など普 通に生活している者からすると、10万とか、そう いう金額が入っている手数料というのは高いなと いうふうには思うんですけれども、この審査をす るのに当たっての人員をどのように考えているの か。

この間県の方から、市の方の専門職だけではとても間に合わないので、県の方から出向してもらうというようなことがありましたけれども、どのぐらい、どういう資格者で、どのぐらいの期間、それで、その人に対する費用というものがどのぐらい発生するのか聞かせてください。

それと、議案第127号、ここで指定管理者制度 に伴う関係条例の整備についてということなんで すけれど、このときに一つ授産施設が入ってくる と思うんですけれど、授産施設というものが指定 管理者にそぐわないのではないかというふうに私 は思うんですけれども、方法として授産施設を指 定管理者でやるということの経過に特定するので、 今までの委託をしていた事業者をそのまま特定し て指定するということになるんだとは思うんです けれど、それでも指定管理者制度というところに 乗るということは、今回3年の指定をしたとして も、その次また何年ということになるので、そう したときに、利用者が継続したサービスを受ける ときに、特に授産施設などで自閉症のお子さんな どがいたときには、慣れた人のケアを受けるとい うことは、ある意味、安定するということで大切

なんですけれど、そういうときにこういう指定管 理者というのはそぐわないんではないかというふ うに私は思うんですけれど、この指定管理者でや ろうというふうに決めた経過を聞かせてください。

次に、議案第128号、ここで市への放牧場条例の制定についてですけれど、ここで八郎ケ原放牧場を平成16年度に取得して、指定管理者でやるというようなニュアンスに、ここへ書いた条例としてはあるんですけれども、もう平成16年度の取得のときに、ここを直営でやるということを考えて取得したのか。委託はもうできませんので、指定管理者ということでやろうとするんだと思うんですけれども、この辺の取得のときの段階での直営でやろうとして取得したのか。最初からもう指定管理者を頭に置いてしたのか。その辺のところを聞かせてください。

まず、1回目の質疑は以上です。

- ○議長(高久武男君) 答弁を求めます。
 建設部長。
- ○建設部長(君島富夫君) 123号についてはちょっとお待ちいただきたいと思いますけれども、125号につきましての関係でございますけれども、県からの派遣ということでございますが、今のところ2名をお願いをしております。そうしますと、体制が10名というふうに考えてございますので、その中で当然審査係と指導係にする予定でございます。そういう中で、審査については係長含めて5名ということで考えております。

それと、資格につきましては、特定行政庁、当 然建築主事の資格がないと行政庁を開設できませ んので、その資格を県の派遣される方に資格を持 っていただいた方をいただくと。それで、市とし ましては、今後建築主事の資格を取るよう現在も 1名大田原土木事務所のほうに実務研修に行って おりますけれども、この期間2年たったときに、 初めて受験資格が得られると、こういうことでございます。そんなことなので、体制としては10名で考えておると、こういうことでございます。

それで、あと1つは費用の問題があるかと思いますけれども、当然手数料として入ってくる見積もりは、現在約2,000万円ほど考えております。そして、それに対する支出になると思うんですけれども、人件費、10人ということになれば、平均しますと、これはあくまでも平均でございますけれども、700万円から800万円ということでございます。1人平均ですね。そうすると7,000万円から8,000万円が職員経費としては必要だろうと、このように考えております。

それと、123号の関係でございますけれども、 審査会の同意に諮る事案はどういうものだと、こ ういう話でございましたけれども、やはり多いも のは43条第1項の敷地の接道要件の許可というこ とが1つと、48条の用途地域制限の特例許可と、 こういうものが多いというふうに想定をしており ます。

以上です。

- 〇議長(高久武男君) 市民福祉部長。
- **〇市民福祉部長(田辺 茂君)** それでは、私のほうから指定管理者関係の通所授産所等の条例の一部改正についてお答えいたします。

心身障害者の就労に当たりましては、現状においては、一般社会あるいは会社等においても障害者の雇用は極めて低い状況でございます。一時的に職業あるいは自立の訓練施設として授産所の役割は大変大きいものがあり、単に経費節減のための指定管理者の公募についてはなじまないというふうに考えてございます。

そこで、この施設はだれのため、あるいは何の ための施設かということを考えますと、障害者と その家族のための自立支援施設でございますので、 利用者、これは本人と保護者、それから授産所の 指導員、それから保護者同士の協力関係に影響を 及ぼさないように、現在委託をしております社会 福祉協議会を指定したいというふうに現状では考 えております。

以上です。

- 〇議長(高久武男君) 産業観光部長。
- O産業観光部長(田代 仁君) それでは、議案 128号の八郎ケ原牧場の関連についてお答えいた します。

この購入時の運営の方法について直営か委託か ということですが、購入時点で委託の方法で考え ていたと聞いております。

以上でございます。

- ○議長(高久武男君) よろしいですか。 12番、早乙女順子君。
- ○12番(早乙女順子君) では、建築審査会の関係で、議案第123号のところでですけれども、審査会を設置するということは、建築確認等をするということが必要として、そこのところで必要な設置なんだというふうに思います。このとりあえず審査会のメンバーというものは、ほかのいろいろなこういう関連の審査会と同じようなメンバーを考えているんだとは思うんですけれども、どのような方にお願いをしようと考えているのかだけを聞かせてください。

それと、先ほどの手数料条例のことで、やはり 手数料条例で、これだけ高い金額というふうに私 などが思ったものであっても、2,000万円ほどの 歳入しか見込めない。それにかかる経費というも のは七、八千万円かかるということで、これを今 までどおり県にやっていてもらったほうが市の負 担は少ないんだというふうに思います。権限が移 譲されてくるものというのが地方分権の中で多く なってきたわけですけれど、11万人になって、こ ういう建築確認なども市町村独自でできるということにはなっていますけれど、それに権限に見合った経費というものは国からはおりてこない。その中で、どんな市町村でやるのがメリットがあるのかという部分のところは押さえておかなければならないと思います。それを答えるのはとても酷なのかもしれませんけれども、一応市民に向けてこういうことがメリットですということをお知らせしないと、これだけ経費をかけてやるものですから、その辺のところを聞かせてください。

それと、議案127号の指定管理者のところで、 授産施設のところに私がこだわるのは、やはり指 定管理者という制度に乗るということで、利用し ている人が不安になるのではないかというふうに 思います。指定管理者でやるメリットというのも、 行政側にあるわけでなく、それは利用する側にも なければならないというふうに思います。行政が 直営でやらないで、今後委託という形がとれませ んので、直営でやるか、指定管理者でやるほかな いわけなんですけれども、そのときに指定管理者 という方法をとるというメリットがやはり利用者 にあるというものを示さなければいけないと思う んです。でも、運営は同じ社会福祉協議会、それ は慣れた指導員の方たちがかかわるということで、 保護者の方も利用者の方もちょっとは安心するん だとは思うんですけれど、そのところで制度が変 わったためのメリットというのはどのように説明 されているのか。

それで、とりあえず今回は特定指定をしたわけですけれども、その後どうなるかという部分のところも半永久的に指定をしてくれるというわけではありませんので、その辺のところを保護者の方たちにはどのようにご説明をしたのか。あと事業を特定事業になる社会福祉協議会のほうにはどのような話をなさったのか。その辺のところも聞か

せてください。

次に、議案第128号のところですけれど、ここで16年度、この八郎ケ原放牧場を取得したときは、委託の方向で考えていた。このときも既に委託というのは時代になじまないのではないかなというふうに考えられていたときだとは思うんですけれども、このときに、ここの八郎ケ原放牧場を委託とか指定管理者じゃなくて、本当に民間がやるということ、割と今委託をしていたところを指定管理者に移行するんではなく、完全に民営化してしまうということが多い中、委託を考えていたのに指定管理者で今回やる。このときに民営化、要するに貸して、どこかのところに民間に運営させるとかということは考えてはいたのでしょうか。

それと、これは利用者になる、する方たちは、 予定としてはどういう地域の人がどのぐらい予定 するという見込みの上でこういう形をとっている のかも聞かせてください。

以上で、2回目の質疑にいたします。

- 〇議長(高久武男君) 建設部長。
- **○建設部長(君島富夫君)** それでは、123号から お答え申し上げます。

審査会のメンバーということでございますけれども、法には法律、経済、建築、公衆衛生等々の分野からというふうになってございます。そういうものを受けまして、今考えている案ではございますけれども、市の弁護士、それと商工会、これは商工会が3地区ございますので、どちらかの商工会の代表という形になると思いますけれども、それと県の建築士会、これも黒磯支部と大田原支部がございますので、その中からということでございます。

それと、旧那須大学、宇都宮共和大学でございますけれども、こちらからも先生を1名お願いしたいというふうに考えております。もう1名は市

のOBを考えておりまして、当市の場合には5名 ということでお願いをする予定でございます。

それと、125号の関係でございますけれども、 メリットは何があるんだと、こういう話でござい ます。確たるものがどうかという問題はあります けれども、いずれにしましても、現在まで県が権 限を行使しておったわけでございます。そういう 中で、市ということになれば、地域社会の隅々ま で知っているのは自治体ということで、きめ細か い建築行政ができるだろうということも考えられ ますし、迅速性の問題も当然考えることができる だろうと思っております。

それと、関係部局とのいわゆる都市計画関係あるいは公害諸法等々の連絡調整が速やかになるということでございます。

それと、例えば違法建築があった場合にも、早く発見をし、その指導に乗り出すよと、こういう ものがもろもろ出てくると思います。

いずれにしましても、地域に密着した行政ということがメリットでないかと、このように考えて ございます。

もう一つ、四、五年前からだと思いますけれど も、県の権限移譲の関係では、権限を市町村に移 譲する検討会を多分市町村代表でつくって検討し ておったわけだと思いますけれども、そういう中 でも、人口10万人以上の市については、建築主事 を置いて、特定行政庁をどうかという話が多分あ ったんだと思います。

そういう中で、現在も足利、小山、佐野、栃木、 鹿沼ということで、栃木は若干人口は10万人に達 しておりませんけれども、そういう状況の中で合 併をする当市についても11万5,000人ということ でしたので、そういうこともあわせて総合的に判 断し、設置すると、こういうふうになったように 私は感じております。 以上でございます。

- 〇議長(高久武男君) 市民福祉部長。
- ○市民福祉部長(田辺 茂君) 議案第127号の関係でお答え申し上げます。

まず、社協を指定したということの理由でございますけれども、専門的な労働力、指導員ですけれども、これらが恒常的に要求される施設でございまして、これについては変わらないで指導に当たられるということと、事業所のこれまでも実施をしておりましたけれども、地域との交流事業あるいは他の施設との交流事業、スポーツ大会の参加、そのほか各種イベントへの参加など、とかく引きこもりがちな方を社会交流という立場で活動していただくような施策も継続してとれるというようなメリットも考えております。

また、指定の期間の関係ですけれども、本市に おいては民間のいわゆる社会福祉法人等で心身障 害者の方のケースを多く扱っている事業所等もご ざいます。そういった面での活用等も踏まえまし て、指定期間については現行の3年なら3年とい うことで実施していきたいというふうに考えてご ざいます。

また社協との具体的な話し合いについては、議 決されておりませんので、細かな話し合いはこれ からの先の話になりますけれども、市としての意 向として、そういう方向性であるということにつ いては打ち合わせをしているところでございます。 以上です。

- 〇議長(髙久武男君) 次に、産業観光部長。
- **○産業観光部長(田代 仁君)** それでは、2点ほどについてお答えをいたします。

最初に、購入時の民間等の委託についてはというご質問ですが、今年旧塩原町が購入した時点で塩原町が委託をして運営するという方法で購入しておりますので、その後民間の委託等は考えてい

なかったように聞いております。

利用関係につきましては、新しい那須塩原市についての利用については、市内全域を対象にいたしまして、頭数については約100から120頭を見込んでおります。

以上でございます。

- 〇議長(高久武男君) 12番、早乙女順子君。
- ○12番(早乙女順子君) では、議案第123号のところの建築審査会のところで、第2条ですね、この審査会の委員5人をもって組織するというところで、このところでちょっと考えていただきたいのは、必ず弁護士、こういう審査会のたぐいで、今までも情報公開などで審査会があるかと思うんですけれど、そういうときの弁護士は、いつも顧問弁護士を指定してしまうんですね。でも、どちらかというと、顧問弁護士は行政の仕事を任されるわけですので、どちらかというと顧問弁護士をこういう審査会のメンバーに当てるというのは、私は適切でないんではないかなというふうに思います。

弁護士会にどなたかこういう、弁護士でもいろいるおりますので、明るい分野というのがそれぞれあります。ですから、弁護士会のほうに、審査会の委員として弁護士会のほうでどなたかご推薦いただけないでしょうかというふうにしたほうが、私はこういう審査会のメンバーとしては公正ではないのかなというふうに思います。

今までのものも結構顧問弁護士にというものが ありましたけれど、その点を毎回私は今までも指 摘しているんですけれども、今回もまた顧問弁護 士をと、別に顧問弁護士の先生がいいか悪いかじ やなくて、その置かれている立場のときに、もう ちょっと市の行政と距離を置いている方のほうが 適切でないのかなというふうに思うので、言って いるわけです。 あと、共和大学も、あそこは経済学部が主なんだと思うんですけれど、こういう大学の先生だからどなたでもということではなく、建築関係にもうちょっと明るい方をお願いするとかということは考えていないのでしょうか。

逆に共和大学のほうにそういうことで明るいまちづくりとか、そういうものもかかわってきますので、別に一概に建築学科の先生というふうには私は思いませんけれど、ただ、共和大学にそういう適任者がいるのかどうかということは、ちょっと経済学部のほうからというのはどうなのかなというふうに思ったものですから、その辺も十分に確認をしていただきたいというふうに思います。

先ほどこの確認申請など、そういうものが建築 確認などが市町村でできるメリットがどこにある のかといったときに、身近なところでそういう手 続ができるというのは市民にとって身近なんでし ょうし、スピードが求められるときには、それに 対応できるというのもメリットなんだというふう に思います。きっともう一歩踏み込みまして、こ のまちづくりという部分のところに、この自分の ところで建築確認ができるというものが、それこ そ都市マスタープランをつくったりとか、そうい うようなときに、もっとこういうものが自分たち の権限であったらというふうに思われた方もいら っしゃると思いますので、ただ、特定行政庁とな れる人口を持ったからといっても、そういう事業 を行う実力があるというのとは、人口がふえたと いうものとはイコールではないので、その点もき ちんとした実力をつけていっていただきたいとい うふうに思います。

次に、127号の指定管理者のところについてですけれども、ここのところで指定管理者で特定指定しますよといったときでも、学童保育の保護者の方は、指定管理者制度が導入されるというもの

をとても不安に思っています。そこら辺のところが、利用者のところに指定管理者であるということがどういうことなのかということの説明がきちんとなされていないからだというふうに思われますけれども、私もその不安は、1つは保護者の不安というのはあるというふうに思います。その不安を払拭して、それよりメリットがあるときに賛同してくださるんだと思いますので、この授産施設、心の里だと思うんですけれど、そのところについてきちんと利用者に説明がされているのかどうかという部分のところだけが不安です。

いろいろな事業体がかかわれるという選択肢があると。1つは社会福祉協議会がやっています。そういう運営の違いというのは、それぞれのところでの特色になっていると思いますので、きちんとその辺のところを社会福祉協議会、あとそこを利用している利用者の方と十分に今後も話し合いを持って進めていっていただきたいというふうに思います。

以上で私の質疑を終わりにいたします。

- 〇議長(高久武男君) 建設部長。
- **○建設部長(君島富夫君)** それでは、123号につきましてお答えを申し上げたいと思います。

審査会のメンバーの関係で、顧問弁護士が多いというような話でございますが、前の例はいずれにしましても、今回の審査会につきましては、弁護士の先生をメンバーを入れた理由と申しますのは、法的にこれがどうだというときに、ご意見を伺って審査をしていくと、こういう状況でございますので、行政に近い、遠いに関係なく、そういう判断をしていただくと、こういうことで考えております。

それと、あと那須大学、共和大学でございます けれども、この関係についても現実にまだどうい う先生、あるいはお願いしますという、こういう 話はまだ案の段階ですから、相手方にまだ全然伝えてございません。そういう中でございますので、そういう建築等々、まちづくりあるいはそういうものに詳しい造詣のある方をできるだけ選出、もしできればしていただきたい、こういうふうにお願いをしていきたいと思っております。

それと、125号ですか、こちらの関係で、いわゆるメリットの関係は先ほど申し上げたとおりでございますけれども、実力をつけていかれたらと、こういう話でございます。当然の話でございまして、今後とも人材育成に心がけて、きめ細かな行政をしていきたいと、このように考えております。以上です。

- ○議長(高久武男君) ほかにございませんか。
 〔「なし」と言う人あり〕
- ○議長(高久武男君) ほかにないようですので、 議案第122号から議案第129号まで及び議案第141 号並びに議案第142号の10議案に対する質疑を終 了することで異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(高久武男君) 異議なしと認めます。 よって、質疑を終了いたします。

◎議案第108号~議案第118号の質疑

○議長(高久武男君) 次に、日程第2、議案第 108号から議案第118号までの11議案を議題といた します。

以上に対し、質疑を許します。 12番、早乙女順子君。

○12番(早乙女順子君) 議案第108号、一般会計の補正予算についてですけれど、ここで平成18年度4月から障害者自立支援法の施行がされるわる。

けですけれど、ここでの関係経費の計上がなされていますけれど、今現在の準備としてどの程度のことが準備されているのか聞かせてください。

- 〇議長(髙久武男君) 市民福祉部長。
- ○市民福祉部長(田辺 茂君) お答えいたします。 今回補正のお願いをいたしましたのは、議員お話しになりましように、来年スタートいたします障害者自立支援法の関係ですけれども、調査費ですね、障害の認定区分を調査する調査員の経費として、今回2名分を補正でお願いしたものでございます。当面法施行までに準備する事業としては、申請者への訪問調査あるいは調査票のシステムの入力とか、認定審査会の資料の作成が主な内容になります。

そういったことで、現在までの支援費制度を利用した方の負担額の見直しとか、障害程度の区分も認定が必要になりましたので、ただいまお話ししたような経費の補正をお願いしたところでございます。2名で調査の対象となるのが施設が160名、それから居宅が140名で、300名ほどの調査を予定しているところでございます。

以上です。

- O議長(高久武男君) 12番、早乙女順子君。
- 〇12番(早乙女順子君) 障害者区分を認定する ための調査員ということなんですけれども、この 2名の方、どのような職種の方を考えておられて、 どのような研修を積まれて、障害者区分を認定す るのか、その辺聞かせてください。
- 〇議長(高久武男君) 市民福祉部長。
- 〇市民福祉部長(田辺 茂君) お答えいたします。 この認定調査員につきましては、基本的に介護 保険の調査員と同等な方というふうに考えており ます。医療、福祉に関する専門知識を有する方を 予定してございます。

なお、研修については、現状の中では県の方で

実施をする予定であるというようなことを伺って おります。

以上です。

- 〇議長(髙久武男君) 12番、早乙女順子君。
- ○12番(早乙女順子君) 障害者自立支援法、今の支援費制度が障害者自立支援法というふうなことで、制度的に私は大きく変化があるんだなというふうに思うわけですけれど、今まででしたら、必要な人に必要な介護を、障害を持っている方に提供しようということで支援費が出されてきたと思うんですけれど、どうもこの障害者自立支援法はそういうものではなく、生きていくために必要なものにまでも1割負担になるように聞いているんですけれども、そういう中で、準備というときに、その利用者が負担する金額がとても大変になってくる利用者がいると思うんですね。障害者年金だけで、自分で負担をできないという人が出てくると思う。それでいて就労支援というところがまだまだなされていない。

先ほどの授産施設などでも、本来でしたら授産施設の中で、きちんとした報酬が受け取れるような授産ができていればいいんですけれども、月に数千円などというような報酬であるというようなところが多いわけですね。

そういう中での1割負担が導入されたときに、 介護保険と同じようなことを考えているんだと思 うんですけれども、収入の部分が何ら変わりない のに、こういうふうに障害者自立支援法と、自立 とは何ぞやと私などは思うんですけれども、そう いう中での準備、ただ認定区分を調査をする調査 員の準備だけではなく、この自分の生活している 地域で、特に居宅で生活を維持できるようなとい う部分のところに何か対策をとるような、そうい う準備はなされてないのでしょうか。

〇議長(髙久武男君) 市民福祉部長。

〇市民福祉部長(田辺 茂君) お答えいたします。

先ほどの障害者の通所作業所のところでも申し上げましたけれども、確かに現行の制度の中で障害者の方の就労というのは大変厳しい状況でございます。那須塩原市内、3つの授産所でも1か月当たりの賃金の手取りの額も施設によってまちまちですし、確かにそのお金で生活ができるということは考えられないことでございます。

国会の中でこの法案の審議の中に、障害者団体の方が一律1割負担については反対だということで、相当な反対運動もあったことも承知しておりますが、結果としてこの法案のメリットとして、今まで総括予算の枠の中で、国の責任義務負担というのが明確でなかったものが、2分の1はちゃんと国庫負担しますよということが明確に法律の中で明記されたということは1つの法施行のメリットであるというふうに考えています。

また、就労支援についても、まだ詳細については通達等で流れておりませんけれども、これらについても従来の就労支援に一歩踏み込んだ就労対策を行うということも法案からは読み取れますし、そういったことを考慮しますと、法の施行に向けて、我々行政としては遺憾なく施行できるように準備をするのは仕方のないことだというふうに考えております。

また、その地域の中での独自な救済策といいますか、支援策ということでございますけれども、これらについては施行と合わせて、予算的な絡みもございますので、今後の中で検討されるべきものだというふうに考えております。

以上です。

- O議長(高久武男君) そのほかございませんか。 「発言する人なし」
- ○議長(高久武男君) 他にないようなので、議案 第108号から議案第118号までの11議案に対する質

疑を終了することで異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

O議長(髙久武男君) 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了いたします。

◎市政一般質問

○議長(高久武男君) 次に、日程第3、市政一般 質問を行います。

発言通告者に対し、順次発言を許します。

◇ 阿 部 寿 一 君

- 〇議長(高久武男君)初めに、4番、阿部寿一君。[4番 阿部寿一君登壇]
- ○4番(阿部寿一君) おはようございます。

傍聴者の皆様、大変ご苦労さまでございます。

今議会の市政一般質問者が私を含めて22名と、 大変多くいらっしゃいます。そのトップバッター としてしっかり役目を果たすべく質問を行ってま いりたいと思いますので、どうぞよろしくお願い を申し上げます。

まず初めに、福祉行政についてお伺いをいたします。

(1)の乳幼児医療費助成制度の拡充についてでありますが、現在本市では、未就学児までの子供に対しては償還払い方式ということで医療費が無料となっておりますけれども、対象年齢の拡大や償還払い方式から医療窓口で直接支払い負担のない現物給付方式への希望が多くあり、議会でも過去の一般質問等において、このことについて幾度となく取り上げられております。県の知事もこの問題を公約に掲げていたわけでありますけれども、

そのため、県と市町村長との政策懇談会というものを設けて開催されたようでありますが、検討結果はどのようなものであったのか。また、その内容に対し、市としてはどのように受けとめているのかをお伺いいたします。

次に、②の項目ですが、その政策懇談会の検討 結果を受けて、那須塩原市としてどのような拡充 策を講じるのか、内容についてお伺いをいたしま す。

さらに実施時期と拡充策による財政負担はどの くらいであるのか、あわせてお伺いをいたします。 次に、③現物給付方式は医療機関窓口での一時 立てかえの必要ななく、また、償還払い方式のよ うな煩雑な書類手続もなくなることから、利用者 の利便性がはるかに向上いたしますので、ぜひと も現物方式の導入に期待をするところでございま すが、しかし、その反面、ほんの軽症でも、すぐ 病院に駆け込むといった状況を招きかねない心配 がございます。

小児医療体制が充実していないと思われる中で、本当に必要とする患者に対し、診療の面で影響が出るおそれがあると思いますが、現物給付方式を実施する場合において、どのようにその点について啓発あるいは周知を図るのか。また、医療機関等の確保や連携といったものについてどのように図るのかお伺いをいたします。

次に、(2)の放課後児童健全育成事業について お伺いをいたします。

①学童保育の運営方式につきましては、合併前は旧西那須野町、旧塩原町が公設公営方式でございます。旧黒磯市が公設民営方式であります。合併したことで運営方式を民営方式で統一する方針が、市当局より保護者会等に示されましたけれども、黒磯地区の学童保育クラブに対し、新たに2,000円の利用料負担を求める内容となっており

ますけれども、理由は何でしょうか。

また、その徴収する利用料は運営にどのように 反映させる考えかお伺いをいたします。

次に、②県内の公設民営方式のところでは、利 用料を支払っている地区はないというふうに聞い てはおりますけれども、なぜ本市だけ利用料を払 うことになるのか。あえてそのようにする理由も あわせてお伺いをいたします。

次に、利用料の徴収方法が示されましたけれど も、その内容は個人口座引き落としとなっている ようでありますが、公設民営ということで、その 運営については各クラブに委託をする形式をとっ ているのに、利用料の徴収方法をなぜ保護者会に ゆだねる形になっていないのか、非常に疑問であ ります。

また、今まで公設公営方式ということで、運営を行政が全部行ってきた西那須野地区及び塩原地区では、民営化に対し相当戸惑いがあるようでありますが、各地区ごとの説明会等において、説明の結果、理解と協力は得られているのかどうか。諸般の事情をいろいろ考えますると、来年4月の一本化については性急過ぎると思いますが、いかがでしょうか、お伺いをいたします。

次に、⑤となっておりますが、④の誤りでございますので、訂正をお願いいたします。以下の番号も順次繰り上がりますので、よろしくお願いいたします。

④現在小学3年生までが学童保育の対象となっておりますが、両親が働いている状況を考慮いたしますと、学年を区切らずに、6年生まで対象児童を拡大できないかという点についてお伺いをいたします。

5番目といたしまして、合併を契機として単に 統一化を図るのではなく、学童保育のいわゆる那 須塩原市版として、県内はもとより全国に誇れる 内容として、今後のあり方を協議するため、利用 者、指導員、行政担当者、一般市民、学識経験者 等で組織する検討委員会等を設けて、十分時間を かけて検討してはいかがかと思いますが、当局の 考えをお尋ねいたします。

6番目といたしまして、次に、将来指定管理者 制度導入の方向も考えられるところでありますが、 法人等が管理者になることは、現在の段階では考 えにくいと思われます。管理者には今まで運営に かかわってきた保護者会が優先されるべきと思い ますが、どうでしょうか。制度導入の時期の見通 しをどのように検討しているのかお伺いをいたし ます。

次に、(仮称)塩原堆肥センターについてお伺 いをいたします。

本件に関しましては、私の所属する常任委員会の所管事項でありますので、本来委員会においてただすことが当然でありますけれども、問題が多くありますので、あえて一般質問とさせていただきましたので、よろしくお願いをいたします。

まず初めに、(1)の堆肥センターの事業についてお伺いをいたします。

1番目といたしまして、現在塩原地区関谷に建設中の堆肥センターは、来年4月から稼働となっておりますけれども、マニアクレーンを含む一連の方式では発酵温度が余り上がらず、優良な堆肥は生産できないとの専門家の見方もあります。

また、水分調整材として大量のオガ粉を使用することにより、堆肥として使用した際に、オガ粉 の油分が水田や畑にマイナスの悪い影響を及ぼすため、利用者が大変少ないと思われます。

そこで、堆肥の販売ルートがしっかりと確立を しているのか、具体的にお伺いをいたします。

2番目のところでございますが、53戸となって おりますが、35戸の誤りですので、ご訂正方お願 い申し上げます。

計画では、35戸の酪農関係者が搬入する家畜ふん尿を1 t 当たり1,100円で引き取るとのことではございますけれども、搬入料が高いため協力できないという酪農家もあるように聞いておりますが、果たして各酪農家の理解と協力が得られるのか。当局がどの程度認識をされているのかお伺いをいたします。

また、ある程度協力が得られるとしても、一定の搬入量が確保できない場合はどうするのか。当初の計画に沿った運営が困難になると思われますが、どうでしょうか。当然これらの問題も含めて運営準備委員会で既に検討されているものと思いますが、検討内容はどのようなものかお伺いをいたします。

3番目といたしまして、この事業は総額8億8,800万円で、内訳といたしましては、国庫補助金が2分の1、県補助金が1億7,100万円程度、残りの2億7,200万円が一般財源となっております。

事業主体は財団法人栃木県農業振興公社となっておりますけれども、建物を初め、機械、電気工事、設備工事等々の部門別契約者数及び契約形態はどのようになっているのかお伺いをいたします。

次に、4番目でございますが、環境三法においては臭気に関する具体的な数値目標は示されておりませんで、個別法で対応ということになっているんだろうと思いますが、多額の費用を費やして建設中の施設の臭気対策についてどのようになっているのかお伺いをいたします。

5番目といたしまして、黒磯地区については家 畜ふん尿処理が個人対応となっておりますが、同 じ市内にあって処理対応形態が違うという点につ いて当局はどう考えておるのか。

また、将来において黒磯地区や西那須野地区に

おいて、その成果が上がったと判断する場合において、公的施設を建設する考えはあるのかお伺い をいたします。

(2)といたしまして、最後にセンターの維持管理費についてお伺いをいたします。

搬入量と搬入の料金、それから販売する堆肥の 種類、いわゆる水分調整堆肥と乾燥堆肥の生産農 家、それから一般消費者等への種類別販売料をど のように試算をしているのかお尋ねをしたいと思 います。

見込み違いから一般会計より管理運営費を支出 するといったような事態にならないか、お伺いを するものであります。

以上で、第1回目の質問を終わります。

○議長(高久武男君) 4番、阿部寿一君の質問に 対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 栗川 仁君登壇〕

○市長(栗川 仁君) 4番、阿部寿一議員の市政 一般質問に対し、お答えをいたします。

福祉行政の乳幼児医療費助成制度の拡充についてでございますけれども、これにつきましては、 1から3あわせてお答えをしたいと思います。

乳幼児医療費助成制度でございますけれども、 県ではこども医療費助成と呼ぶ予定だというふう に伺っております。本県においては、県庁内関係 部課及び市町村の代表を構成員とした制度見直し 検討会を設置し、2回にわたる県内市町村の意向 調査をもとに検討を重ねてまいりました。その結 果、子育て家庭の支援という制度見直しの趣旨を 踏まえ、対象年齢を小学校3年生まで拡大し、育 児に対する負担が重い3歳児未満に現物給付を導 入することといたしました。

また、現下の厳しい財政状況も念頭に置く必要があることから、安定した制度運用、安易な受診

の防止等の配慮から、3歳児以上を対象とした一部自己負担を導入することとしたところであります。

負担額については、医療機関をもとに1レセプト単位、月額500円とし、来年4月から実施される予定であります。

市といたしましては、基本的に県の制度を踏襲 する考えでありますが、市の独自案の是非につい て現在検討中であります。

また、現物給付及び対象年齢拡充による財政負担につきましては、県の制度で試算をいたしますと、現行と比較し約1.7倍、金額にいたしまして約3億1,000万円で、このうちの2分の1が県の補助となる見込みであります。現物給付を導入することにより、安易な医療機関受診や過度の大病院志向が懸念されるため、かかりつけ医を推進すること等、啓発活動に努める所存でございます。

さらに適切なコスト意識を持ち、日ごろの生活の保健衛生や疾病予防のPRに努め、新たにスタートした小児救急電話相談等の利用を働きかけてまいりたいと考えております。

このほかにつきましては、市民福祉部長、産業 観光部長より答弁いたさせます。

- 〇議長(髙久武男君) 市民福祉部長。
- ○市民福祉部長(田辺 茂君) 私からは2項目めの放課後児童健全育成事業について順次お答えをいたします。

まず、①から③について一括でお答え申し上げますが、放課後児童健全育成事業の運営方法につきましては、合併時に一元化が完了せず、合併後に黒磯地区で実施している公設民営方式とする方向で早急に再編することが基本方針となっておりました。平成18年度から一元化すべく、黒磯、西那須野、塩原の各地区において保護者等に説明会を開催し、話し合いを進めてまいりましたが、市

の提案につきまして、18年度からの実施は性急過ぎる、もっと時間をかけてゆっくりやってほしい等の保護者の要望が数多く出されました。

市は利用者の皆さんのこれらの声を重く受けとめ、平成18年度は現行どおりに実施をし、公設民営の利用料は徴収しない方向で、また運営方法につきましても、18年度以降を検討期間と考え、再度保護者の皆さんと十分協議を行い、時間をかけて理解を求めながら進めていきたいと、このように考えております。

次に、4点目でございますが、対象児童を6年生まで拡大できないかということについてでありますが、現在公設民営で実施中の黒磯地区につきましては、施設等に余裕があって受け入れが可能ならば、各クラブの判断で、4年生以上の児童の受け入れを行っております。

今後も対象児童の学年基準の見直しなど、国の 動向を見きわめながら対応してまいりたいと考え ております。

次に、今後の学童保育のあり方を協議する検討 委員会を設け、時間をかけて検討してはどうかと いうご提案についてですが、検討委員会等の設置 につきましては、構成メンバー、検討期間もあわ せまして、今後保護者の皆さんとの話し合いの中 で進めていきたいと考えております。

次に、6番目の指定管理者制度を導入する場合の考え方についてですが、利用される皆さんの意見に基づき、管理運営されるのが基本と考えております。事業の継続性等を考慮し、公募はしないで、保護者会を管理者として指定をしたいと考えております。

以上であります。

- 〇議長(髙久武男君) 産業観光部長。
- **○産業観光部長(田代 仁君)** それでは、私のほ うからは、(仮称)塩原堆肥センターについての

ご質問にお答えをいたします。

初めに、堆肥センター事業の中の堆肥生産方式 及び販売ルートにつきましてお答えをいたします。

マニアクレーン方式は畜産草地研究所が研究開発したもので、本市においては既に数軒の酪農家が採用し、問題なく稼働しており、発酵温度も十分に確保できるものと考えております。

また、オガ粉については堆肥の製造過程において水分調整材として使用するものですが、良質なオガ粉を使用し、十分な発酵時間をかけて堆肥を製造しますので、オガ粉入り堆肥であっても問題ないと考えております。

また、販売とも関連しますが、より多くの農家 の方に利用していただくためには、しっかりした 堆肥の成分分析を実施し、正確な情報をとり、耕 種農家等の連携を図ってまいりたいと考えており ます。

販売ルートにつきましては、現在確立されたものはありませんが、今後耕種農家等への普及、啓発を図りながら販売促進に努めてまいりたいと考えております。

次に、酪農家から搬入された堆肥の処理料と搬 入料についてお答えをいたします。

具体的な管理運営につきましては、塩原堆肥センター運営準備会を組織しまして、管理体制や処理料及び堆肥の販売料金等を検討をしてまいりました。その中で、処理料につきましては、当初計画のトン当たり1,100円を1,500円とし、できた堆肥については利用する畜産農家の耕作面積に応じた量を持ち帰り、適正な散布をしてもらうことにいたしました。

このような考え方をもとに、塩原地区の畜産農家を対象としたアンケート調査を実施したところ、稼働当初から利用したいという農家31戸の参加希望があり、搬入量も最大処理能力の約80%以上を

確保できる見込みとなっております。今後も普及 啓発を図り、参加農家及び搬入量の確保に努めた いと考えております。

次に、建物を初めとする電気工事や設備工事の 契約者数と契約形態についてお答えをいたします。

基本的には県の基準に従って、栃木県農業振興 公社が指名競争入札により執行しているところで あります。一次発酵棟、乾燥棟、二次発酵棟の建 築工事関係は既に指名競争入札により3社と契約 済みであります。

今後発注する管理棟関連工事についても、同じ く指名競争入札により発注する予定と聞いており ます。

機械関係については、ふん尿処理設備工事として、機械制御の関係から、電気工事に合わせて発注をしており、その方法はいずれも同一業者への随意契約と聞いております。

次に、施設の臭気対策についてお答えをいたし ます。

発酵が進めば、余り強いにおいはありませんが、 原料投入時及び発酵の初期段階において強い臭気 が発生します。この部分につきましては、ブロア ーにより強制的に吸引し、二次発酵棟にある脱臭 設備で脱臭することになっております。

次に、同じ市にあって、処理対応形態の違いは どのように考えるかについてお答えをいたします。

処理形態が異なることにつきましては、合併前 の各市町の考え方で施設整備が行われた結果であ りまして、今後につきましては本センターの状況 を見ながら研究していきたいと考えております。

最後に、維持管理費についてのご質問にお答え をいたします。

管理運営計画に基づく収支を試算してみますと、 収入は処理料トン当たり1,500円、耕種農家等へ の堆肥販売はトン当たり1,000円として、その運 搬費等を合わせた収入は約4,300万円程度になります。支出の多くはオガ粉等の水分調整材及び電気料等であり、合わせて約3,000万円程度かかります。

職員の人件費を除く機械メンテナンスの業務委 託費や修繕費、燃料費や事務経費等で約1,000万 円になり、支出は約4,000万円程度になります。 以上でございます。

○議長(高久武男君) ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時11分

○議長(高久武男君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

4番、阿部寿一君。

〇4番(阿部寿一君) それでは、順次再質問をさせていただきたいと思います。

まず、乳幼児医療費助成制度の件でございますけれども、2回にわたる県内市町村長の意向調査を開いたと。その結果において決定したんだろうというふうに思いますけれども、現在未就学児が償還払い方式ということで無料と。それが3歳未満までは現物給付方式と。3歳以上、小学3年生までが償還払い方式と。しかし、一部自己負担、1レセプトにつき500円という形になったということでございますけれども、市当局といたしまして、今まで各議会で質問等もございました。そういう中にあって、県に準じるという方向性ではなくて、いわゆる市独自の考え方、そういったものを県に対し要望されたのかどうなのか。その点についてお聞きをしたいのと、まずそこだけ先に聞いておきましょう。

- 〇議長(髙久武男君) 市民福祉部長。
- ○市民福祉部長(田辺 茂君) お答えいたします。 県の見直し案につきましては、先ほどお答えしたように、2回の意向調査をもとに県の方で案を決定したわけですけれども、これにつきましては、町村会あるいは市長会でも、特に市長会におきましては、ある程度統一した足並みをそろえて対応していこうということの申し合わせもございまして、市長会の中でもさまざまな意見はございました。本市としましても、やはり一部負担金については導入しないような、いわゆる利用者、保護者に負担増を感じるような制度は取り入れてほしくないというふうな要望は、当初いたしました。以上です。
- 〇議長(髙久武男君) 4番、阿部寿一君。
- ○4番(阿部寿一君) ただいまの部長の答弁を聞いて、少しは安心した部分もあるんでございますが、実は償還払いの対象年齢が3年生まで拡大されたということは、これ自体は好ましいことで、喜ばしいことでございますけれども、現行制度と比較しますと、いわゆる3歳から3年生までの一部負担金ということで、500円が発生するということでございますけれども、この説明については、いわゆる安易な、あるいは過度な受診率をアップさせないためだという財政対策という形だろうと思うんですが、この個人負担分については、当然後で償還されるという解釈でよいでしょうか。それとも、これはあくまでも個人負担なんだということなのか。その点、先ほどの答弁とも絡んでいますけれども、再度お願い申し上げます。
- 〇議長(髙久武男君) 市民福祉部長。
- **〇市民福祉部長(田辺 茂君)** お答えをいたしま

乳幼児医療費の助成制度につきましては、昭和 47年に発足した制度でございます。一部自己負担 につきましては、実は昭和62年の4月から平成13年の3月まで県の制度の中で、一部、1か月1,000円の自己負担という制度はございました。平成13年の4月に対象年齢を5歳未満児に引き上げたときに、この一部自己負担の制度は県の中で廃止をしたところでございました。それぞれの自治体において、この一部制限の自己負担を補てんするための健康奨励費というような名目の中で、市あるいは町村が肩がわりしていたことがございました。

もちろんこの合併前の3市町については、この 取り組みについてはそれぞれ差がございますけれ ども、そういった経緯を考えますと、ただいま阿 部議員が申されましたように、対象年齢が小学3 年生、いわゆる9歳まで拡大されましたけれども、 3歳以上から未就学児までの方については、単に 月500円の負担がふえただけじゃないかという、 そういった声も確かにございます。その辺をこう いった前例に倣ってどのようにしていくかという のが、今後の予算やその他の関係で協議していか なくてはならないというふうに考えております。 以上です。

〇議長(髙久武男君) 4番、阿部寿一君。

○4番(阿部寿一君) そうですね。私もこの決定した案についてお聞きをしたときに、はっきり言いまして、喜び半分と、ちょっと不満半分というところなんですね。現在まで未就学児が償還払いで無料という形のものが、3歳以上で未就学児までが逆に500円の負担が発生してしまうという形でございます。対象年齢を3年生まで引き上げたということについては、本当に喜ばしいのでございますけれども、この辺を市としては県の方に対しても、考え方としては自己負担を取らなくてもよろしいんではないかという意向を示されたというのが救われるところかなと。

ただ、これはあくまでも今後のやはり計画的な形の中でどう取り上げていくかということになるんだろうと思いますけれども、実は鹿沼市などでは、この500円の一部負担については、もう市が全部出すんだというふうに積極果敢におっしゃっておられます。その費用負担というのは幾らだったでしょうか、4,000万円程度だったでしょうか。もし、この過去の受診率に照らして結構なんでございますが、3歳から未就学児までの年齢層で、過去において受診をされた件数掛ける500円といいましょうか、そういう形で計算するとどのくらいの金額になるでしょうか。もしおつかみでしたらお知らせをいただきたいと思います。

〇議長(髙久武男君) 市民福祉部長。

〇市民福祉部長(田辺 茂君) お答えをいたします。

ただいま阿部議員のお話のありましたデータと しての状況を満たしているかどうかわかりません けれども、この制度を考える上でのシミュレーションをした数字で申し上げますと、現行の対象人 数等で申し上げますと、2歳までの現物給付をしたということでの見込みですね、実績じゃなくて申しわけないんですけれども、これでいくと1億7,833万円ほどになります。

それから、3歳から9歳まで、これは償還払いでいきますと、やは91億7,378万円ほどになります。

トータルしますと、医療費の助成額総額としては3億5,200万円ほどになってしまうと。これは現状の対象人数からシミュレーションした数字ということでご理解いただきたいと思います。このくらいの医療費になってしまうということで、先ほど1回目の答弁で市長が申し上げましたように、この2分の1が県の助成でまいるというような形でございます。

- 〇議長(髙久武男君) 4番、阿部寿一君。
- ○4番(阿部寿一君) そうしますと、今のは概略でご説明ございましたけれども、いわゆる自己負担分を支払う3歳から未就学児までの部分というのは細かくデータはないんだろうと思いますが、私は先ほど鹿沼市が4,000万円ほどと申し上げましたが、数字が間違っておりました。4,000件ほどですので、2,000万円ほどですかね、鹿沼市のほうでは独自に支出をするということでございました。

恐らく規模からいっても、那須塩原市も大体同等程度なのかなという感じはいたすのでございますが、今までからすれば、内容的に飛躍的に改善されたという部分ではございますが、どうしてもその3歳以上未就学児までのことを考えますと、今まで窓口で一時立てかえた経緯はあるものの、無料だと。後で償還されるという意識があるわけですね。それが今度は1レセプト当たり500円自己負担というものがかかってくるという形になると、そこの部分についてはちょっとどうなのかなと。少しバックオフなのかなという感じもいたします。

したがって、それは過渡期の措置ということで、 やむを得ないとするならば、むしろ今後来年4月 からその方式として実施をするという予定である ようですが、まずは現物支給の対象年齢の拡大に ついてどんな考えをお持ちなのか。

それから、この3歳以上、そして未就学児までの一部負担金の500円の部分について、これが将来那須塩原市として負担をするという形に考えていく。当然そういうお気持ちがあって、県にも要望はされたという経緯もあるわけですから、考えられないことから実行に移ることはないので、考えることがあったということですから、実行に移る機会も早いのかなと、こんなふうにも期待する

ところでございますけれども、いかがでしょうか。 ある意味で市民の中では、やはり合併をしたということで1つの期待感というものもございます。 やはり合併したことによって、そういう制度が充 実したなということにとっていただけるような部 分として、市が独自な形で前向きにやっていくということも必要なんだろうというふうに思いますが、この点につきましてどういう将来的に、まだ 4月から導入していないうちから、その後どうなんだと聞かれても、なかなか答えにくいんだろうと思いますけれども、ちょっとよろしくお願い申し上げます。

- 〇議長(高久武男君) 市民福祉部長。
- **〇市民福祉部長(田辺 茂君)** お答えをいたします。

県からは、いわゆる県の案でございますけれど も、条例改正の準則等も流れてきているというこ とは、県はこの案でスタートするんだという考え 方に変わりはないと思います。

要は今阿部議員がおっしゃった、いわゆる現物 給付の拡大と一部負担金の市の支援についてどう 考えるかということですけれども、詳しくは申し 上げませんでしたけれども、市長会あるいは町村 会の中で、県の福田知事の選挙公約ということで、 この現物給付の拡大あるいは対象年齢引き上げに ついての議題が出たときに、やはり真っ向から制 度の存続あるいは財政負担を考えると、これに反 対だという市もございます。町村もございます。 そこをやはり持続可能な制度ということで、なお かつ少子化対策ということで、ここまで煮詰まっ てきた経緯を考えますと、やはり市としても現状 では何とも申し上げられませんが、そういった面 で今の施策を真剣に考えていかなくてはいけない なというふうに私自身は考えております。

以上です。

- 〇議長(髙久武男君) 4番、阿部寿一君。
- ○4番(阿部寿一君) 4月から導入ということでございますから、まずその導入された後、その推移あるいは経緯等を見た上で、また判断をしていく必要もあるのかなというふうにも思いますので、このことにつきましては了解をしたいと思いますが、考え方といたしまして、財政的に大変厳しい状況だということは私も承知をしておりますけれども、ただ単に県の方針だけにゆだねるということではなくて、やはり那須塩原として独自のスタンスというものをきっちり持っていくと。決定するまでの間においては、県内の各市町村長と足並みをそろえるということは必要だろうと思います。

しかし、それから一歩抜き出た部分については、これはもう当然市の独自の負担ということになるわけですから、何ら市町村に対して遠慮する必要はないわけでございますので、できればその考え方として、4月以降に推移を見ながら、もう少し改善すべき点が市独自としてあるとするならば、ぜひとも果断に取り組んでいただきたい、このように思うところでございます。

この項目の中で、先ほどのいわゆる現物給付方式になるということから懸念される点といたしましては、いわゆる受診率がかなりアップするんではないかということが当然挙げられます。そのために小児救急等に関する電話相談等を設けて、ある程度その状況を聞いた上で判断をして、的確に振り向けるといいますか、そういう方式なんだろうと思いますが、反面、今一般的に問題が取り上げられているのは、いわゆるセカンドオピニオン制度という形で、特に1か所の病院だけで判断すると大変危険性があると。したがって、また別な病院で同じ診断をされれば、これは間違いなくそうだったんだなということがわかると。

しかし、1か所の病院だけで判断をして、そこ

で通っている間に悪化してしまうと。むしろ全然 違った病気が原因であったということなどがあっ て、どうもあちこち複数のところに診断してもら ったほうがより的確な、あるいは受診側としては 安心できると。そういったことの絡みというもの がここで当然あるわけなんですが、具体的にその 現物給付対象年齢、2歳未満、それから今回拡大 されました、いわゆる9歳まででしょうか、小学 3年生まで、その部分について、いろいろと市の 方も周知徹底を図るんだろうと思いますが、もう 少し何か具体的に、例えば広報で流すとかという 形だけではなくて、何か例えばこういうことがい いのかどうかわかりませんが、各公民館を通じる とか、あるいは各行政区を通じるとか、何かそう いう形でもう少しきめ細かな周知徹底を図るとい うことが必要なんではないかなというふうに思わ れますが、再度その点についてお尋ねをしてみた いと思います。

- **〇議長(髙久武男君)** 市民福祉部長。
- 〇市民福祉部長(田辺 茂君) お答えいたします。 まず、セカンドオピニオン制度の関係、いわゆ る重複受診ということになりますか。一般的な医 療の問題で、例えば那須塩原市は国民健康保険の 保険者でございます。国保の健全運営の関係で、 議員がおっしゃったように、いろいろな病気の原 因を発見するということで、いろいろな医療機関 を受診されるということは確かに現実にあります けれども、さほど重症でない疾病にもかかわらず、 診療所あるいは医療機関に対する不信感みたいな もので、重複受診をなさる方も現実にはおるかと 思います。そういったことは、ただ単に医師のい わゆる勤務の負担になると同時に、医療費あるい は税の負担増につながることですから、そういっ たことについては控えていただきたいということ で、訪問看護師によりましてPRをしているとこ

ろでございます。

特に小児については、確かに子育て中の母親に とって子供の体調が変化によって大変心配なさっ て、いろいろ夜間の救急の問題もございますけれ ども、いろいろな病院で受診をしたい。特に専門 医志向あるいは大病院志向というのは、最近強く なっているというのは私どもも承知しております。

確かに子供の健康診断とか、そういった健康相談の機会を通じて、保健師等でそういったPR、 子育て制度の理解を求めていくようにはしたいと 思います。

また、市内には母子保健推進員ということで、母子保健のPRに携わっている方もおりますので、そういった方にお願いするなどして、そういったかかりつけ医を、いわゆるホームドクターのPRといいますか、そういったことで日ごろの健康管理といったものを強化していただくような、そういった働きかけはしていきたいと考えております。以上です。

- 〇議長(髙久武男君) 4番、阿部寿一君。
- ○4番(阿部寿一君) わかりました。

制度が拡大するに伴って、ある意味でのデメリットの面が出て、本来本当に受診を必要とする人が行ったときに、なかなかかかれなかったとか、そういった形のないように、ぜひとも配慮をしていただきたいということで、この項については了解をいたしたいと思います。

時間がなくなってまいりましたので、次に進みたいと思います。

放課後児童健全育成事業の件でございますけれ ども、先ほどのご答弁では、保護者会に要望した 公設民営化での一本化あるいはその利用料を黒磯 地区から2,000円いただくということについての 内容については、18年度については凍結というお 話でございました。 実は私、通告してからそのような形になったようでして、通告した後、そのまま凍結したからもう質問しないでいいのかなというわけには、これはまいりませんで、どのみち、またそういう時期が来て検討する機会が来るでしょうから、あえて申し上げますけれども、まず、当局に極めて基本的なことをお聞きをいたしたいと思います。

私の感じるところにおいては、今まで学童保育等につきましては、保護者から再三要請があって、その結果、どちらかというと仕方なく認めてきたという認識がちょっとあるのではないかなと。役所のところにですね。そんなふうに私は感じております。

むしろこれからは、児童福祉法等にも具体的に 明確にはされておりませんけれども、やはり行政 の責任が明示されております。そういったことか ら考えますと、やはり行政が制度の充実に向けて 積極的にかかわるということが当然このことが責 任であるというふうに思いますけれども、まずそ のことについてどうお考えますか。

- 〇議長(高久武男君) 市民福祉部長。
- ○市民福祉部長(田辺 茂君) お答えいたします。 ただいま議員の方から児童福祉法のお話があり ましたが、確かにそうですね、児童福祉法の中で 放課後健全児童育成事業につきましては、いわゆ る児童福祉施設の中の児童更生施設を利用する側 として市町村が実施するということで、なおかつ 利用の促進も図らなければならないというふうに、 この中で規定をされております。

当然市としては、この事業につきましては大切な少子化対策の一環というふうに認識しておりますし、人材育成対策推進法の計画の中でも定義づけております。これにつきましては、今後とも力を入れて実施をしていきたいというふうに考えております。

- 〇議長(髙久武男君) 4番、阿部寿一君。
- **〇4番(阿部寿一君)** わかりました。

それで、凍結されたということで、ある意味で は一安心ということなんですが、合併の段階での すり合わせの中では、ちょっとすり合わせし切れ なかったということで、その後の調整等によって、 黒磯が行っている方式、つまり公設民営方式とい うことをやるということが基本方針として、その 後示されたということなんですが、実は今年の1 月28日に開催された第2回の次世代育成支援対策 行動支援委員会の会議が役所であったわけですが、 この会議の終了後に、各支所の担当者と、それか ら学童の保護者、指導者が話す機会があったと。 そのときに学童保育については今後3年くらい時 間をかけてすり合わせをしていく予定だという話 があったということなんですね。当然そのことを お聞きすれば、保護者の方々は、ああ3年ぐらい 時間をかけてゆっくり将来の方式というものを固 めていくんだなというふうに認識をされていたと 思うんですが、それがどうして今年の10月ごろに 急に市のほうから、基本的な運営事項の説明とい うことで一本化あるいは利用料の徴収等について 説明が出てきたのかということなんですが、その 辺はちょっと内部的におつかみでしょうか。そう いう話があったというふうに、これはもう異口同 音で申されておりますので、聞いた方は全部そう いう意識でとっていると思うんですがね。

- 〇議長(髙久武男君) 市民福祉部長。
- ○市民福祉部長(田辺 茂君) お答えいたします。 次世代育成対策支援行動計画の策定の会議の中で、担当者の中でそういう話が出たということで、 私は正直申し上げて、そういう話は承知しておりませんでした。そのことは別に置きまして、そういう話をしておきながら、なぜ唐突に出てきたかというお話ですけれども、先ほどの議案の質疑の

中でも一部お話が出ましたけれども、やはり指定 管理者制度の関係で、公募につきましては9月議 会、特定の団体を指定するについては12月議会で 提案するというのが庁内の基本方針でございまし た。

当然指定管理者制度を導入する、保護者の運営 委員会を指定するという考えでおりましたから、 そういったことでの時間的なリミットもございま したし、市としては、それぞれのクラブにおいて、 もちろん児童数も違いますし、保護者の負担もそ れぞれ地区によれば3地区とも違いますし、そう いったこの制度を市全体として支えていくと。そ ういう意図も踏まえて、指導員の配置計画もあわ せてご提案したつもりでございます。

- 〇議長(髙久武男君) 4番、阿部寿一君。
- ○4番(阿部寿一君) ただいまの部長のお話を伺 えば、ああなるほどもっともだなというふうには 私は理解するんですが、たまたまその1月28日の 段階では、これはまだまだ、合併した直後でござ いますから、いわゆる市の方針というものがまだ 定かになっていない段階で、担当者のいわゆる考 えとして、こういう形ではないんでしょうかとい うような部分がちょっと前面に出たのかなと。そ のことを保護者会の方々がこれを受けとめてしま ったという形だろうと思いますが、やはり保護者 の方々からすれば、ちょっと言っていることが違 うんじゃないのということにとられるわけですね。 したがって、こういった問題については、この 問題に限らず、市のほうから、いろいろと市民の 各団体だとか市民に対してプロパガンダを含めて 周知をする場合には、やはりじっくりと周到にや っぱりやっていただかないと、何かいろいろな不 安感だけが先走りをしまして、どうなのか、どう なのかということで、そういうもので追い詰めて しまうということにもなりかねませんので、これ

はご留意をしていただければというふうに思っております。

この2,000円の利用料を徴収するという考え、 18年度は凍結ですが、いずれそういう話になって くるんだろうと思いますけれども、西那須野地区、 塩原地区、これが利用料を徴収しているというこ とですね。

したがって、統一するために単純に同額黒磯地区も徴収しようかということだろうと思うんですが、今までの長い経緯がありまして、やっぱり民営と公営では全く違うわけでございまして、それをただ単に1つにするから、では、公営のほうで2,000円払っているから、民営のほうもそれに2,000円で取ればいいということで、安易に判断するというのはちょっといかがなものかというふうに私は思うんですね。

むしろ例えばちょっと後の絡みもあるんですが、 指定管理者制度の導入の時期等々もかかわってく るんですけれども、先ほどのちょっと強引な無茶 な話かもしれませんが、堆肥処理方式にしても、 合併前に全然別々だったよと。今同じ市にあって も全然別々な方式でいきますよと。スリーウエイ、 ツーウエイでいきますよと。今度からこういう問 題だって、結局合併したからといって、何も強引 に無理やり統一するのではなくて、やっぱり経緯 というものがその地区、地区でありますから、当 分の間はツーウエイでもスリーウエイでもいくと いう方式の中で、いろいろと理解を深めていく中 で協力をいただくと、そうして決定をしていくと。 そういう進め方が本当はよかったんでないかなと いうふうに思うんですね。

ただ、その指定管理者あるいはその特定事業者 の選定という形の、いわゆるスケジュールが決ま っているという中で、そこまでに何とか間に合わ せなければという市のほうの考えがあったんだろ うと思いますけれども、そういう中で、この 2,000円の問題、当局のほうで説明、これは保護 者のほうの質問に対して説明が、いわゆる徴収し た2,000円の利用料はどのように使うんですかと 聞いたら、これはほかの指導員の手当に回すんだ というような説明だったと。

結局は一たん市のほうに一般会計のほうに繰り入れをして、その後いわゆる手当という形で別なところからいわゆる出るというスタイルですから、平たく言ってしまえば、ほかの大きなクラブの指導員の手当に回すということにはなるんだろうとは思いますけれども、そういうような説明があったということで、保護者間からは、じゃ、小さいクラブの人たちが一生懸命負担して、大きなクラブの人の指導員のほうに手当を出すんですか、それはちょっとおかしいんじゃないですかというような感覚があるわけですね。

したがって、この凍結だとは言いますけれども、 その後やはりいずれそういう問題を協議しなけれ ばならない時期が来ますので、このことについて、 この2,000円を徴収するということについてはど ういう形で使うのか、この認識。

それから、今まで民営化で委託をしていたという形で保護者会に全部任せたわけですね。指導員の選定依頼も全部保護者に任せていると、運営も。そういった中で2,000円を徴収するという形をとったときに、各利用者のいわゆる口座を設けて、その口座から引き落としするんだということが示されたというんですが、これもまたやっぱりちょっと逆行する考え方ではないのかなというふうに思いますね。

やはり民営化をして、市の方で委託をして、今 までは各保護者会に全部運営を、自主的にお任せ をしていたということを考えれば、将来この 2,000円の利用料を取るという形にもしなったと した場合に、この徴収方法については、やはりその学童の保護者会の方に一任をして、そしてその人数分が遺漏なく市の方に入ると、そういうふうにお願いするというのが筋合いじゃないかというふうに思うんですが、このこともあわせてちょっとお尋ねをしたいと思います。

- 〇議長(髙久武男君) 市民福祉部長。
- ○市民福祉部長(田辺 茂君) お答えいたします。 まず、利用料の2,000円の件でございますけれ ども、この根拠といいますか、2,000円というお 話を差し上げたのは、まず現状を申し上げますと、 黒磯地域の運営委員会に委託費としてお願いして いる基本となるのは、指導員の賃金が主なもので す。この負担根拠としては配置基準の中で、有資 格者につきましては、時間当たりの単価が850円 で、1日の勤務時間は6時間以内ということで、 仮に1日の平均した勤務時間を5時間といたしま すと4,250円なんですね。月が20日という計算で いきますと8万5,000円でございます。

現実に西那須野が公設公営で利用料を取っているのは8万4,000円ですね。1,000円の違いがございますけれども、塩原地区におきましても、今年度から有資格者850円、無資格者800円ということで、黒磯地区と同様な単価でございます。そういったことで、ある程度の2,000円というのは、これに基づいた基準ではじき出した数字でございます。

口座引き落としというお話を差し上げたのは、 単なる事務の簡素化あるいは効率化ということで、 手法としてそういうご提案を差し上げましたとい うことでございまして、今後の話し合いの中で、 利用料につきましては、これは自治法の関係での 徴収ということになりますので、お願いをしてい る。そういうことになりました場合は、よくそう いったことも含めて、保護者の方とよく話し合い をして決定していきたいというふうに考えております。

以上です。

- 〇議長(髙久武男君) 4番、阿部寿一君。
- ○4番(阿部寿一君) そうですね。その辺の設定 についても十分やはり協議をしていただいて、理 解をいただくということがよろしいんだろうと思 います。

今まで黒磯地区の場合ですと、当然民営化して、 それぞれ独自の保育運営が指導者の待遇等も含め て定着をしているわけですね。それらの負担額と すると、保護者においては各6,000円ぐらいから 7,500円ぐらいまでさまざまあると。そこに改め て、加えて2,000円が負担という形になると、相 当の負担になるということが当然これ出てきてい るわけですね。負担するなら負担することでも構 わないと。要はどういうことかというと、負担す るんであれば、むしろ公設公営で行ってきた、い わゆる学童保育の施設をしっかりつくってほしい ということも出てくるわけですよね。こういった 問題なども、やはりすり合わせをしていかなけれ ばならない問題がいろいろとあると思います。

みんながみんな全部その希望に沿うような形に するというのはなかなか難しいだろうと思います けれども、方式が違う中で、それから利用料の負 担あるいは個人の負担、そういったものが違う中 で一本化するというのは非常に難しいことだろう と思いますけれども、やはりその辺をうまくすり 合わせをしていってほしいなというふうに思いま す。

そういった中で、ちょっと関連なんですが、この学童の保育現場、こういったものが各種あるわけですが、公設公営方式でやっていたところは別としましても、それ以外はほとんどが学校の空き教室を利用しているという形態だろうと思うんで

すね。この各クラブの内容によっては、非常にゆったりと、それは対象の子供さんが少ないということで、ゆったりと保育できるという状況のところと、それから、非常に多くて、もうすし詰め状態で、ぎゅうぎゅうとした中で、劣悪な環境状態の中でやっているんだというクラブもあるわけですね。こういったところなどの問題のほうがむしろ先に解決をするために、市の方で努力をしていただきたいなと私は思うんですが、このことについて後でちょっとお答えをしていただきたいと思います。

それから、実は今まで3年生までがこの学童保 育の対象という形で示されております。ただ、冒 頭の答弁のように、4年生以上でも各クラブの実 情的に加えることが可能だということであればい いですよということなんですね。ただ、この問題 としては、いわゆる指導員の配置基準の範囲に入 るのか、入らないのかということなんですね。要 するに運営事項の規定では3年生まで学童保育で すよと。4年生以上はそういうことはできないわ けですね。しかし、余裕があって対応ができるの であればいいですよということを言っております。 それと、健全育成上、指導を要する児童、これ 4年生以上の児童も加えることができる。これら についての判断も、いわゆる指導員を配置するた めの配置基準の枠の中に入れるのか、入れないの か。こういうことをちょっとお聞きしたいと思う んですね。

- 〇議長(高久武男君)
 答弁を求めます。

 市民福祉部長。
- ○市民福祉部長(田辺 茂君) お答えいたします。 まず最初に、先ほど徴収方法のお話がありまし たので、そういう場合にはということで申し上げ ましたが、1回目の答弁で、公設民営の児童クラ ブから利用料は徴収しないと申しましたので、こ

れについては基本方針でございますので、ご理解いただきたい。

それと、施設の整備の方針といいますか、そういう関係ですけれども、現状を申し上げますと、市の中で18のクラブがございますけれども、10名ぐらいの在籍児と、あるいは85名もいるような、当然全体的な事業費、1人当たりの経費でいきますと、数万円から何十万円というふうに開きはあるのも事実でございます。そういったものを含めて、議員おっしゃるように、当然劣悪な施設については真剣に考えなくてはいけないと思います。それにつきましては、今後の検討課題というふうにさせていただきたいと思います。

それと、指導員の配置関係ですけれども、障害 児一時保育に関わる障害児の問題とか、そういっ たものについては加算もございますので、枠内に 入りますけれども、いわゆるそのクラブで運営し ている中で、クラブの中の判断として、この子に ついては4年生以上でもお預かりするという場合 には、特別は指導員の枠の中には入れないのが、 今現在の基本方針でございます。

- O議長(高久武男君) 4番、阿部寿一君。
- ○4番(阿部寿一君) 市の指導員の配置基準では、 児童数40人までが2人分の賃金ということですね。 40人を超えた場合は20人ごとに1人分の賃金とい う形なんですが、これは国の基準はどういうふう になってございますか。
- 〇議長(髙久武男君) 市民福祉部長。
- ○市民福祉部長(田辺 茂君) ただいま議員がおっしゃった40人までは2名、以下20人増すごとに1名というのは、当初先ほども申し上げましたように、クラブによって人数も違いますし、大勢の児童を預かっているクラブについては指導員の負担も大変でしょうから、そういう市全体としてこの事業を支えていく上の配置基準として、こうい

う点はご提案をさせていただいたということで、 現在のところ、国でも市でも基準というものはご ざいません。2名は配置するということで、最低 必要だということで、1クラブにつき2名の配置 をしているということです。

特に夏季休業中等に、臨時でいわゆる補助員を 設置しているところもございますけれども、西那 須野地区などでは置いていますけれども、そうい った面で、特に基準として設けているものではご ざいません。

- O議長(髙久武男君) 4番、阿部寿一君。
- ○4番(阿部寿一君) 私がちょっと認識不足なの か、国の配置基準というものも明確にないという ことの今ご答弁ですが、これは、では、いわゆる 努力目標という形になるのかどうかわかりません が、20名から35人が2人以上、36名から70人まで が3人以上、71人以上が4人以上というふうな形 で、国のほうの、これは数値、いわゆる努力目標 なのか。私はこれが1つの基準だろうと思ってい たんですが、これに照らし合わせますと、市でや っている基準についてはちょっとまだそれよりも 大まかといいますか、大ざっぱといいますか、も う少し国の基準に準じれば、少ない、何かそれの ちょうどはざまにある部分がうまく対応できると ころも出てくるのかなというふうに感じたもので すからお聞きしたんですが、これは、では国の基 準はないということですね。はい、わかりました。

それと、小学校4年生以上については、各クラブの実情に合わせて、余裕があれば受けてもいいよと、加えていいよということなんですが、塩原地区では、既に6年生までも対象にしているというふうに伺ったんですが、これはあくまでも全年齢をそういうふうな形にするというふうに最初から決めてやっていたんではなくて、今部長が答弁されたように、基本的には3年生までですけれど

も、4年生以上になっても、各クラブの実情でいいですよという中の意味での6年生も入っているという意味なのか。全体まで対象にしているということなのか、その辺ちょっとお知らせをいただきたいと思います。

- 〇議長(高久武男君) 市民福祉部長。
- **〇市民福祉部長(田辺 茂君)** お答えをいたします。

クラブの判断で弾力的に4年生以上も入会を認めるというのは、あくまでやっぱり黒磯地区、保護者会で運営しているクラブであるので、弾力的に運用していただきたいということでのお話でございまして、これは特別に西那須野地区や塩原地区でもそういうふうにしなさいということではもちろんございません。

塩原地区については、合併前から全体的な対象 人数の少ない地域もございまして、確かにそうい う実態もございます。年齢を超えている。法の中 で放課後児童健全育成事業というのは、おおむね 10歳未満ということですから、やっぱりある程度 の年齢的には基準から言えばそういうことになる と思いますけれども、実態として4年生以上もお 預かりしている実態もございました。

ですから、ここもこういったものも含めて、クラブの運営方法については、ある程度整合性をとっていかなくてはいけないなというふうに感じておりますので、それについては今後の話し合いの中で一つ一つ詰めていきたいと。

- 〇議長(髙久武男君) 4番、阿部寿一君。
- ○4番(阿部寿一君) 時間がちょっとなくなって しまいまして、後でまた同じ質問をされる方に内 容は委ねたいと思いますので、まとめに入ってい かないと、ちょっと時間がなくなってしまいまし た。

厚生労働省は、共働き家庭の子育てを支援する

ために、新しくボランティアで募った地域の家庭が、小学生を放課後に親が帰宅するまで預かるとか、それから、学童保育後の親が帰宅するまでの間の空白の時間をそのボランティアの家庭が面倒を見るというようなことを実験的にやると。これを今年度中にやって、その後全国的に広めていきたいということもあるようですね。

そういったことも含めて、やはりいろいろな問題がこれにはらんでおりますので、市のほうはその辺、つとに保護者の要望等あるいは意見を聞いて対応していただきたいというふうに思っております。

残念、以上で私の質問を終わります。

○議長(高久武男君) 以上で4番、阿部寿一君の 市政一般質問は終了いたしました。

ここで昼食のため、休憩いたします。 午後1時会議を再開します。

休憩 午前11時55分

再開 午後 零時58分

○議長(高久武男君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 山 本 はるひ 君

○議長(高久武男君) 引き続き一般質問を行います。

21番、山本はるひ君。

[21番 山本はるひ君登壇]

○21番(山本はるひ君) 皆様こんにちは。

早いもので、今年1月那須塩原市が誕生して1 年がたとうとしています。定例議会も4回目にな りました。

私はこの1年、市の組織と行財政改革のことを 一貫して質問してきました。前回9月の定例議会 での一般質問では、総合支所方式は見直しが必要 であると答弁をいただき、このたび組織の見直し について、来年度の見通しが立ったということで、 再度確認のために質問をいたします。

なお、国際観光都市については、観光は産業という視点だけでなく、将来を担う子供たちの目を、 市内はもとより、県内、国内からもっと広く海外 へも向けてほしいという願いを持って質問をする ものです。

また、子育て支援、子供の健全育成に関しては、 義務教育、つまり小学校に入学してから手厚く支 援するのでは遅いのではないかということを日々 感じております。それを踏まえて、とかく保護者、 親に視点が置かれがちな子育て支援に関して、子 供、育てられている、日々育っていく子供の側に 立ってお尋ねをするものです。

では、通告書に従って質問をいたします。 最初の質問は、行財政改革についてです。 市役所組織の見直しについて。

1つ目は、このたび実施された総合計画策定に 関する市民アンケートの行政改革のどの点に重点 を置き、取り組むべきかの設問に対する市民の意 見について、市長はどのような感想をお持ちかど うかお尋ねするものです。

次に、総合支所方式では組織が複雑になり、ス リム化ができなかったことについて、同じ方式を とった同程度の規模の先進地があるので、そこを 参考にしたいとのことでした。その結果をお聞か せください。

3番目は、今開かれている行財政懇談会では、 活発な意見交換がなされているとのことですが、 組織の見直しや総合支所方式についてどのような 意見が出ているのかどうか伺うものです。

最後に、平成18年度の組織では、どの部分で見 直しを行うのかお伺いいたします。

本庁にある各部の調整班は廃止されるのですか。 それに伴い、各部の人員の配置に変更があればお 聞かせください。

次に、職員の定員管理についてお尋ねいたします。

1つ目は、来年度の職員採用の結果を踏まえて、 職員数の削減はどれほど進みますか。また、定員 管理計画はできているのでしょうか。

2つ目、市民サービス向上のためには、本庁と 3市町の職員の思い切った異動が必要だと考えら れますが、来年度はどのようにするお考えでしょ うか。なお、異動になる期間のおおよその目安は 何年でしょうか。

大きな2番目の質問は国際観光都市についてです。

具体的な施策について、1つ目は、観光は総合 産業であるという視点に立ち、世界に発信できる 国際観光都市、那須塩原を目指したいとのことで すが、国際観光都市についてどのようなイメージ をお持ちでしょうか。

もう一つは、国際観光都市を目指した観光振興とは、ハード面では地域再生計画の実施、ソフト面では国際化に対応できる接客システム、会話のできる温泉街の構築だと3月の議会で答えていますが、今年度は具体的にどのようなことを行っていますか。

また、来年度以降の予定をお聞かせください。 次に、姉妹都市についてです。

那須塩原市は、今年度中に3つの国内の市と姉妹都市を結ぶ予定になっています。そこで、海外の特に英語圏の都市と姉妹都市を結ぶつもりがあるのかどうかお伺いいたします。

大きな3つ目は、子育て支援についてです。

1つは学童保育の委託運営についての質問です。

①公設の学童保育については、平成18年度をめ どに公設民営に統一したいということでした。今 どのようになっていますか。

2つ目、ここで「見当」という文字が間違って おりますので、正しい「検討」という字に直して いただきたいと思います。

学童保育についての今後の市の方針は保護者会 とともに時間をかけて検討していくということで すが、具体的にどのような方法で行うのでしょう か。

3つ目、ここで黒磯地区の「公設公営」と書いてありますが、これは「公設民営」の間違いです。 これもお直しください。

黒磯地区の公設民営の学童保育については、委 託料積算に当たって、指導員の数の決め方に問題 がありましたが、今後改善されますか。

なお、この学童保育の委託運営につきましては、 先ほど阿部議員の方から質問が出まして、ほとん どのことについて答えが出ておりますので、私は それを踏まえて、その先のことを質問したいと思 います。

2番目は保育園についての質問になります。

- ①土曜保育の時間について、3つの地域で保育時間に違いがあります。西那須野、塩原地域も黒磯同様に時間を変更する考えはありますか。
- ②一時保育については、育児疲れ解消のためで もよいということで、利用がふえていると聞いて います。現在の2保育園では少ないと思われます が、ふやす予定はありますか。
- ③一時保育では現在、1か所で定員は5人となっています。そのための保育士の配置は適正に行われているのでしょうか。

以上で、最初の質問を終わりにいたします。

○議長(高久武男君) 21番、山本はるひ君の質問 に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 栗川 仁君登壇〕

○市長(栗川 仁君) それでは、21番、山本はる ひ議員の市政一般質問にお答えをいたします。

行財政改革についての市役所組織の見直しについてお答えをいたします。

まず、総合計画に関する市民アンケートの結果の中で、行政改革にかかわる部分の結果についての感想ということでございますが、この設問はこれから市が進める行財政改革の中で、市民の皆さんは何を優先して取り組むべきかということでお聞きしたものでありますが、あらかじめ用意した12の項目の中から選択をしていただきました。

ご案内のように、市役所組織の簡素化、窓口業務の時間延長、休日受付、行政運営経費の削減などが上位を占めました。この結果については、私どもの予測とほぼ同じではなかったかと思っております。

次に、行財政改革懇談会で組織に関して何か意 見があったかというご質問でございますけれども、 これまで2回の会議を持ちましたが、この件につ いての話は出ておりません。

続いて、平成18年4月からの組織の見直しに関してでありますが、主な見直しの内容を申し上げますと、まず、3支所並列による組織上の弊害や行政効率上の問題などから、調整班を廃止し、黒磯支所設置の課等を実質的な本庁といたします。また、喫緊の課題である市税確保に対応するため、収税課の新設を行います。

教育委員会につきましては、庁舎スペースの関係もあり、本局を西那須野庁舎内に移転し、支局となる黒磯庁舎に教育課を置きます。

さらに公営企業である水道部につきましても、

同様に本庁を西那須野庁舎内に移転し、あわせて 組織の集約改変を行い、本庁に水道管理課と水道 施設課を、また黒磯と塩原にはそれぞれ事業所を 置くことといたしております。

なお、各部の職員数についてのお尋ねでありますが、この見直しは各部とも現有職員数の枠内で行ったものであります。このほかにつきましては、 総務部長、産業観光部長、生活環境部長、市民福祉部長よりご答弁いたさせます。

- 〇議長(高久武男君)答弁を求めます。総務部長。
- ○総務部長(君島 寛君) それでは、私からは職員の定員管理につきましてご答弁を申し上げます。

平成17年度末の退職予定者は23名ということになっております。平成18年4月の職員採用人数につきましては、教育関係の指導主事及び特定行政庁開設に伴います県からの派遣を含めまして、同程度の人数を予定させていただいているところでございます。

平成19年度以降の退職者数、この推移を見ますと、30人から40人程度の規模で退職が当分の間続くというふうな状況になってまいります。このため、職員の削減は、平成20年度以降の採用者の調整によりまして進めてまいりたいというふうに考えております。

定員適正化計画につきましては、これらの状況 を踏まえまして、現在17年度中の策定を目指して いるところでございます。

最後のご質問でございますが、本庁及び3支所間の人事の異動につきましては、組織の見直しの 状況や職員間の一体感の醸成あるいは円滑な事務 処理を念頭に実施をしてまいりたいというふうに 考えております。

また、異動対象職員の期間の目安はというご質問がございました。おおむね3年から5年の間と

いうことで考えております。
以上でございます。

- 〇議長(髙久武男君) 産業観光部長。
- **○産業観光部長(田代 仁君)** それでは、私のほうからは国際観光都市の質問の中の(1)の具体的な施策についてお答えをいたします。

初めに、国際観光都市についてどのようなイメ ージを持っているかとのご質問にお答えをいたし ます。

国際観光都市のイメージとしては、さまざまな 国からの来訪者を受け入れるためのハード、ソフ ト両面の対応が整った都市、さらには海外との交 流を積極的に行う住民が住む都市をイメージして おります。

次に、国際観光都市を目指した具体的な取り組 みについてお答えをいたします。

まず、今年度につきましては、地域再生事業として、先般名称が決定しました「塩原温泉湯っ歩の里」の整備を進めております。

また、塩原温泉が開湯1,200年を迎えることから、その歴史や文化、自然、温泉を生かした開湯1,200年記念事業プレイベントを開催し、那須塩原市のイメージアップに取り組んでおります。

さらには海外からの誘客事業として、国の観光 立国宣言に基づくビジット・ジャパンキャンペー ンを、栃木県などと連携を図りながら、中国、韓 国、台湾を中心に、海外のマスコミや旅行業者等 の招致事業を実施しております。

また、海外で開催されたジャパン観光展示会等へも参加し、マスコミや旅行業者等へのPR事業を行っております。

次に、来年度以降の事業といたしましては、海 外からの来訪者に対する接客サービスの確立と受 け入れ態勢の充実が大変重要な課題と考えており ます。現在各観光協会等で行っているホスピタリ ティー向上のための事業等に対し、必要に応じた 支援を検討しているところでございます。

また、国際化に向けた案内標識の整備やパンフ レット等の充実にも努めたいと考えております。 以上でございます。

- 〇議長(髙久武男君) 生活環境部長。
- **〇生活環境部長(相馬 力君)** 2番の国際観光都市についてのうち、2点目の姉妹都市についてお答えいたします。

姉妹都市交流の目的は、特定の地域との交流を 通じて市民相互の理解と信頼関係を深めるもので あると考えております。

市においては11月1日に埼玉県新座市と姉妹都市の盟約を締結したところでございますけれども、茨城県ひたちなか市及び富山県滑川市については、今年度中に盟約締結がなされる運びとなっております。

海外の都市との姉妹都市締結については、国境を越えて経済や文化、それから教育などの分野で 国際交流を活発に行うことで、本市の国際化を進 展させるだけではなく、地域の活性化と発展にも つながるものと考えております。

交流を行っていくためにも、国際交流に対しての市民の意識の醸成や理解が必要であるとは思っております。今後、市民及び市民団体等との連携をとりながら、友好都市あるいは姉妹都市交流への検討をしていきたいと考えております。

以上でございます。

- 〇議長(高久武男君) 市民福祉部長。
- ○市民福祉部長(田辺 茂君) 私からは、3点目 の子育て支援について順次お答えいたします。

まず、1点目の学童保育の委託運営関係についてお答えいたします。

①の公設の学童保育についてはとのご質問でありますが、阿部議員にお答えしたとおり、平成18

年度以降を検討期間とし、再度保護者の皆さんと 十分に話し合う中で進めていきたいと考えており、 来年度は現行どおりの実施を考えております。

②の今後の市の方針は、についてですが、西那 須野地域、塩原地域では保護者会が組織されてお りません。保護者会の組織化を含めて、平成18年 度以降に、3地域の保護者会と時間をかけて話し 合いを進めていきたいと考えております。

次に、指導員数の決め方についてですが、現在 公設民営で実施中の黒磯地域につきましては、学 童数の多少にかかわらず、最低2名の配置は必要 なものとして、学童数10人以上のクラブに一律2 名の指導員配置の委託料を計上しております。

次に、(2)の保育園の特別保育関係についてお 答えをいたします。

まず、1点目の土曜保育の時間についてですが、 黒磯地域の土曜保育は、公設9保育園のうち、4 保育園におきまして、規定の12時30分を超えて、 午後5時まで保育園を開所しております。

西那須野地域の土曜保育は、5つの保育園全部で平日保育と同じ開所時間となっており、塩原は、規定どおり12時30分までが開所時間となっております。

今後利用の実態あるいは利用者のニーズを把握 する中で研究してまいりたいと考えております。

次に、一時保育についてですが、本市の一時保育事業は、塩原地区で2か所、黒磯地区で2か所 の計4保育園で実施しております。核家族化がますます進んでいる状況の中、専業主婦の皆さんも含め、育児疲れ等の解消に効果があるものと理解し、需要は今後とも増加していくものと見ております。

今後の対応につきましては、西那須野地域が空 白でありますので、今後同地域に導入する方向で 調整してまいりたいと考えております。 次に、3点目の一時保育の定員と保育士の配置についてですが、1歳児の保育基準は、幼児6人につき保育士が1人、ゼロ歳児は乳児3人につき保育士1人が国の基準となっておりますので、国の基準に基づき、一時保育実施保育園に保育士を1名配置し、この範囲の中で対応しております。保育士の配置は適正に実施していると考えております。

以上で答弁を終わります。

- 〇議長(高久武男君) 21番、山本はるひ君。
- **〇21番(山本はるひ君)** それでは、再質問をいたします。

先ほど阿部議員が学童保育について質問をして おりましたので、順番を変えまして、最初に学童 保育について再質問をいたします。

重複は避けたいと思いますので、続きという形 で質問をいたします。

まず、18年度以降について、まだ今までどおりに行うというふうな形で答弁がございましたが、 それを公設民営で統一をしていきたいということは変わらないということですので、その一緒にする目安をやはりきちっとした形で出していくべきではないかと思います。

先ほどのお話ですと、学童保育の保護者の方たちと市とがきちっと協力をして、合意のもとでやっていくというようなことでしたが、それにつきましても、それが2年後なのか、3年後なのか、あるいは決着がつくまでするのかみたいなことでは学童を今立ち上げている人たちが大変混乱をすると思いますので、その辺のところの具体的にいつまでにするんだということは、やはりお示しいただいたほうがいいと思いますので、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

- 〇議長(髙久武男君) 市民福祉部長。
- 〇市民福祉部長(田辺 茂君) お答えいたします。

運営形態についての保護者との話し合いですが、これにつきましては、今年度17年度がまだ緒についた段階でございます。議員おっしゃるように、目標を決めて、いついつまでに一本化したいというのが望ましいことだとは思いますけれども、現段階で運営形態が3地区異なっていますので、基本方向として黒磯方式というのは変化はございませんけれども、いつまでにというのは現段階ではちょっと把握、なかなか申し上げられない状況でございます。

いずれにしても、方向性が決まれば、議会にも 相談しながら話は進めていきたいと、こういうふ うに考えております。

以上です。

- ○議長(高久武男君) 21番、山本はるひ君。
- ○21番(山本はるひ君) 今までのことを申し上 げるのも大変まずいとは思うんですが、18年度に は統一するという形で、一たん出しておきながら、 いろいろな力が加わって、白紙撤回をしてしまっ たと。その辺については、もう申し上げませんが、 そこまで一たん18年度と言ったことに対して、今 度はいつまでにできるかわからないというのは非 常に無責任な発言のような気がいたしますが、そ の辺どうなのかということ。

もう一つ、検討委員会を立ち上げて、保護者の 方とこれから話し合いをしていきたいということ なんですけれども、黒磯においては保護者会が立 ち上がっておりますが、旧西那須野町、それから 旧塩原においては、今までそういうものがなかっ た。見通しも立っていないようなお話ですが、そ の辺保護者会ができ上がるまではそういうものが できないのかどうか、その辺についてお伺いいた します。

- 〇議長(高久武男君) 市民福祉部長。
- 〇市民福祉部長(田辺 茂君) お答えいたします。

確かに唐突に出して、唐突に取り下げたという ふうな印象を保護者の方に与えたということは、 ある程度事実だと思います。

しかも先ほど阿部議員にお答えしたように、指 定管理者制度の関係とか、全般的な市全体でこの 制度を支えるといった意味合いも込めて、市から の指導員の配置についての新しい基準等もご提案 したわけでございまして、そういう面で全体とし て公設民営のところの使用料徴収の実態が県内で はなかったということは、確かに私どもの調査不 足の点は否定できませんけれども、そういった全 体的な流れを考えてご提案させていただいたとい うことでございますので、それについては十分今 後の中で話し合いをしていきたいというふうに考 えております。

それと、黒磯地域の中では運営委員会などもございます。今度の中ではそういった運営委員会も含めた新たな検討委員会のような組織づくりも含めて話し合いをしていきたいと、先ほど答弁申し上げましたけれども、それらも含めて、特に塩原、西那須野地域については、まず保護者会の組織化を最優先に考えて、その後にそういったことも含めてご相談申し上げたいというふうに現状では考えております。

以上です。

- 〇議長(高久武男君) 21番、山本はるひ君。
- ○21番(山本はるひ君) 改めて学童保育は市と 保護者との共同事業ととらえているというような 発言が前の保護者会のときにございました。今も それは変わらないと思うんですが、具体的なこと で申しますと、検討委員会を立ち上げるという黒 磯地区につきましては、保護者会がもう実際ある わけですし、運営委員会もあるということで、す ぐにでも立ち上げることができるというように思 いますけれども、それの具体的なものをいつ立ち

上げるのかということも考えていらっしゃるんでしょうか。

- 〇議長(高久武男君) 市民福祉部長。
- ○市民福祉部長(田辺 茂君) 黒磯地域につきましては、指導員の方とか、あるいは学校の教員の方とか、地域の民生児童委員の方とかが加わった、いわゆる運営委員会が組織されましたね。これが果たしてどの程度寄与されているか、また、今後どういうふうにしていくかということも含めて、期限はいつまでということはございませんが、なるべくそういったものを早く具現化するようにお話し合いをしていきたいと考えております。
- ○議長(高久武男君) 21番、山本はるひ君。
- ○21番(山本はるひ君) 今までの経緯からいた しますと、では、ここではっきりお尋ねしたいん ですが、来年度、18年度にはそういうものを少な くとも黒磯、西那須野、塩原地域で立ち上げると いうことはお約束していただけるのですか。それ ともまだそれもすべて予定であり、言えないとい うことかどうかについてお願いいたします。
- 〇議長(高久武男君) 市民福祉部長。
- ○市民福祉部長(田辺 茂君) 18の児童クラブにすべて保護者会が、もちろん黒磯地区にはできていますけれども、保護者会ができるような形をまず最優先するということで、18年度中に運営委員会あるいは検討委員会と申したほうがいいんですが、そういったものができるというのは現段階ではお約束はできません。まず保護者会の組織化を念頭に進めていきたいというふうに考えております。
- ○議長(髙久武男君) 21番、山本はるひ君。
- ○21番(山本はるひ君) それでは、とりあえず 黒磯の地域においては、もう公設民営化がなされ て、長いところはもう10年もやっているわけです ので、西那須野、塩原を待たずに、そちらのほう

は進めていくことによって、よりよいものができるのではないかと思いますので、それを要望といたします。

それから、もう一つ、西那須野と塩原につきましては、わけがわからないという保護者の方が多いように聞いておりますので、ぜひその辺、現在やっている黒磯地区の保護者の皆様あるいは指導員の皆様との、一緒にその話し合うというような場を持っていただきたいというふうに思います。

もう1点お尋ねしますが、検討委員会あるいは 運営委員会の何かのそういうものを検討する会に、 構成する人、どんな方を入れてやるのか、もしお 考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

- 〇議長(髙久武男君) 市民福祉部長。
- ○市民福祉部長(田辺 茂君) 現在組織化されて おります運営委員会、これらがある程度基本にな ると思います。それにどのような方を加えるか、 そういったものを踏まえて、今後の中でご相談し たいと考えております。
- ○議長(髙久武男君) 21番、山本はるひ君。
- O21番(山本はるひ君) その構成につきましては、ぜひ内部の方だけではなくて、外の方も加えて、学童保育という子育ての面からいろいろな視点から見られる方、保護者も、それから指導員の方も、そして小学校の先生なども加えていただきたいと思います。

次に、黒磯地区の指導員の先ほどの数の決め方についてなんですが、今多いところではもう50何名で、少ないところでは20名ぐらいということなんですが、昨年黒磯市の9月の議会でもかなり聞いたんですが、指導員の数が20人のところも60人にならんとしているところも同じだということは、どう考えても納得のできないことで、今回撤回をする前に出た案では、それが少し改善されておりました。ところが、それも含めて、すべて白紙に

撤回してしまったということはどうしても納得ができません。

それについて子育て支援と言っていながら、50 人になろうとしている子供たちのところに2人で いいという、あるいはそういう考え方が、どうし て、それも一緒にいいことも撤回してしまったの かどうか。その点についてお答えをいただきたい と思います。

- 〇議長(髙久武男君) 市民福祉部長。
- 〇市民福祉部長(田辺 茂君) お答えいたします。 まず、案として、改定案ということで、現行の 2人体制から40人を超え、20人以上また1名ずつ 加配というような形の案をお示ししたわけですけ れども、それはまさしく児童クラブによって、児 童数の在籍児童の差がかなりあるということで、 なおかつ1児童クラブに対する公費負担を含めて、 全体的な経費を一度1人当たりで割った場合、単 純計算でいっても、一番多いところは予算ベース でいっても30万円を超えるような負担増になって いるところもございます。少ないところでも5万 円とか3万円とか、こういう開きがあることをど うしようかということで、なおかつ一番少ない10 人、10人以上を超えていれば基準には合いますけ れども、10人のところと80人を超えるところで、 同じ指導員数で果たしていいのかというのは、ど う考えてもやっぱり指導員にかかる負担は大きい ですから、そこを国の明確な基準がない段階で、 どうしてこの事業を支えていくかとなりますと、 やはり利用料の問題とか、いろいろな問題があり ましたから、そういったご提案をさせていただき ました。ですから、そういうことも含めて、今後 の中で十分に検討していきたいというのが現状の 考え方です。
- 〇議長(**高久武男君**) 21番、山本はるひ君。
- O21番(山本はるひ君) 学童保育につきまして

は、これで最後にいたしますが、保護者の方とともにいい学童保育のあり方を考えていくということは大変いい考えだと思いますし、そういう考えで進めていただきたいと思いますが、1つは、それをやはりめどをきちっと立てていただきたい。3年後にはしたいのか、そういうことをきちっとしていただきたいのが1つと、それから、指導員に対する委託費につきましては、話がつくまで、もし今までのままだとすれば、本当に10何人のところも2人分、たくさんいる50人もいるところも同じ金額という、それではやはりとてもやっていけないというふうに思いますので、その点についてだけでもぜひ改善をしていただきたいと思います。

それから、もう一つ、学童保育につきましては、 先ほど阿部議員もおっしゃったように、民間のほうから立ち上がってきたものを市のほうがそれを 支えてきたというような形がございますけれども、 もうここで新市になりまして、どこも大体でき上 がってきているという状態ですので、ぜひ積極的 な形で子育て支援という考え方から、この事業を 進めていってほしいと思います。

これで学童保育については終わります。

次に、続きまして、保育園についての質問になります。

先ほど1番目の土曜保育についてでございますが、黒磯の保育園では公立9つの保育園のうち、4つだけが5時までやっているという形です。あとのところは12時半ということで、半日保育になっております。現実、これでどのくらいの方が、では土曜日に来ているかと申しますと、ざっと3分の1から、多くても2分の1ぐらいの子供たちが通っているようです。

それで、西那須野町の現状を見ますと、公立5 つのうち、すべてのところが土曜保育の時間を見 ますと、長いところは7時15分という形になっているんですね。先ほども平常保育というようなことをおっしゃいましたが、どこの保育園も7時15分までやっているということの現実は大変、預ける人にとっては大変ありがたいのかもしれないですけれども、経費のことを考えますと、やはりここまでは必要ないのではないかというふうに考えます。

かつて西那須野町ではそのようなことができるだけの財力があったのかもしれないですが、今回一緒になったことによって、やはり西那須野町も黒磯の形と同じように、半分を例えば夕方までやって、半分は12時半で終わるというような形にすべきではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

- 〇議長(高久武男君) 市民福祉部長。
- ○市民福祉部長(田辺 茂君) お答えいたします。 西那須野5つの保育園の土曜保育の開設状況で すが、すべて19時15分ではなくて、18時までで打 ち切っているところも2か所ございます。5か所 のうち3か所が19時15分、残りの2園が18時とい うことで、その点についてご理解をいただきたい と思います。

実績ですけれども、5つの保育園をトータルしますと、90名を超える100名近い方が利用している状況でございます。土曜保育を旧西那須野町全体の保育園の中で実施しようとした経緯ですけれども、役所自体が完全週休2日になったということと、全体的に勤労者にも週休2日制が定着してきたということですね。土曜勤務で保育を希望する場合、預かるようになったというのが1つの引き金でございます。

また、そういったことを踏まえて、保護者が年 度当初あるいは随時もございますけれども、希望 する場合は預かってきたという経緯がございます ので、果たしてその実態として、本当に土曜保育が必要なのかどうかというのは、ちょっと全体的に見ると検討しなくてはならないなということもございますので、先ほども答弁申し上げましたが、今後利用者の動向とか実態あるいはニーズを調べて、ある程度整理をしていきたい、こんなふうに考えております。

- 〇議長(高久武男君) 21番、山本はるひ君。
- ○21番(山本はるひ君) 確かにどこでもサービスは長いほうがいいというのがございまして、図書館にしても、公民館にしても、あるいは保育園にしても、住民のすべてのニーズを聞いていたら、24時間あけなければならないということになりますし、今都会では認証保育園というような形で、13時間以上保育をすればというようなことがどんどん起きております。

それは確かに預ってもらうというほうからすれ ば、そういうことになるのでしょうし、土曜、日 曜を仕事だということであれば、それも必要だと 思いますが、ですから、それをなくせというので はなくて、やはり働く側の保育士の人数の手当の ことを考えますと、そんなに多い人数ではないと ころに保育士がたくさんの、つまりゼロ歳児から 5歳まで預かっていると。それは現実見てまいり ました。そういうことが西那須野で起こっており ますので、一つ一つの保育園の距離が30分も車で かかるというところではございませんので、ぜひ その辺はやはり整理をしていただいて、どこでも 今は入れるような形になっておりますので、必要 なところを半分ぐらいは7時15分まででもいいと は思いますが、あとのところは半日にしてという ような形にして、私は経費を削減しろと。市民が そういうふうに言っている部分があるので、サー ビスを向上することとでは、経費を削減すること のその辺の折り合いをやっぱりつけていただいて、 いい保育園の運営をしていっていただくのが本筋ではないかと思っております。その辺についてはいかがですか。

- 〇議長(髙久武男君) 市民福祉部長。
- 〇市民福祉部長(田辺 茂君) お答えします。

まず、サービスの供給と経費の節減の問題ということになると思いますけれども、今回も一般会計の補正予算で6,000万円ほどの保育士の賃金の補正をお願いしてございますけれども、やはりこれはいわゆる当初から比較して、保育園児の増に伴う見込み増ということでお願いしているわけですけれども、やはりこういう実態を考えますと、議員おっしゃるように、無尽蔵に経費がかかっていいということでもございませんので、検討しなくてはならないなとは思いますが、一たん始めたサービスをなくすというのは非常に勇気の要ることでございまして、先ほどもお答え申し上げましたように、やはり利用の動向とか、ニーズの調査をして、全市の中で調整していくべきではないかなというふうに今考えております。

- 〇議長(高久武男君) 21番、山本はるひ君。
- ○21番(山本はるひ君) 確かにサービスを低下させるという言い方は変なんですが、それを減らしていくということは、市としては今まではやらなかったことで、すべて何でもサービスは向上させていくというのが今までのやり方だったと思います。

けれども、土曜保育に関して言えば、やはり実態を見ておりますと、ここまで黒磯が5時という形でやっているのにもかかわらず、西那須野が4つの園で7時15分、あとの2つが6時までやっていると。そういう現実はやはり私は過剰なサービスという言い方は非常に変なんですが、これはやっぱり考え直していいことだと思っておりますので、ぜひ住民の方に不便をかけることはいけない

ことですし、大切なところなんですが、その辺を きちっと実態を調査していただいて、それから保 育園の先生たちの声も聞いていただいて、これは やっぱり直すところは直していっていただきたい と要望いたします。

次に、一時保育についてでありますけれども、 先ほどの答弁、大変何か実態をご存じなのかなの かなというふうに感じて聞いておりました。

まず、一時保育というものが、かつては病気の 家族がいて、その人たちを見るとか、病院に連れ ていくとか、あるいはご自身が病院に行く、ある いは冠婚葬祭で、どうしても子供を見ていられな いというようなことで、多分一時保育をしていた と思いますが、現在は育児疲れ解消のためという ことで、お子さんと2人あるいは3人きりでずっ といることによって、お母さんがノイローゼにな ってしまうというようなことを解消するために、 理由は問わないで預かってあげますよというふう に、国の施策でなってきたものだと思います。そ の考え方は大変間違っていないものだと思います が、問題になるところは、まず今先ほど塩原のこ とをおっしゃいましたが、黒磯地域で言いますと、 公立の保育園は1つだけがこれをやっておりまし て、定員が5人、そこに配される保育士は1人で す。何が起きているかというと、手は2つしかな いのに、5人の子供が来たときに、どうやって見 るのかということが問題になっております。それ についてはどのように考えて1人ということにし ているんでしょうか。

- 〇議長(髙久武男君) 市民福祉部長。
- ○市民福祉部長(田辺 茂君) お答えいたします。 確かに黒磯地域で一時保育をやっているのは、 公立ではさきたま保育園1か所ですが、そのほか にゆりかご保育園、いわゆる民設民営の保育園が ございます。2か所やっているということになる

かと思いますけれども、基準は基準として、現状 の基準にのっとって配置をしていますので、全体 的な保育の中で、公立の場合は主任保育士もある 程度フリーな立場で活動もしていますので、そう いう場合には弾力的な運用も保育園内部でできま すので、現状ではこれで実態としては十分かなと いうふうに考えております。

- ○議長(髙久武男君) 21番、山本はるひ君。
- ○21番(山本はるひ君) 多分部長におきましては、子育でをどのくらいしていらっしゃったかはわかりませんが、この一時保育については、今3歳児未満の子供と、その3歳児以上の子供に分けた場合、ほとんどが乳幼児、小さい3歳児未満の子供を預けるものが多いです。というのは、3歳児以上は幼稚園と保育園に行っているわけですので、どうしても小さな子供になります。そうすると、中にはまだ歩けない、おむつを当てたままの子供がいて、そして、問題は、ふだん集団の保育をしていない子供を突然朝8時半から連れてくると。そういう子供がもし、小さな子供が3人いたときに、どうやって1人で見るのか。

今主任保育士がフリーの立場でとおっしゃいましたが、今現在さきたま保育園の現状を見ますと、 見ただけでも大変なことになっている日があります。それを今皆さんでカバーをしながら保育をしている現実なんですね。

何が問題かと申しますと、1日預けても2,000円という現状の中で、実際は2時間だけ預かってもらえれば歯医者さんに行けるんだけどという方が、現実には1日預けても2,000円だったら、では3時まで預かってもらおうというふうになっているのが事実です。それを市のほうは言えない状態なんだと思います。1日幾らということ。3歳を超えているお子さん

は1,200円で朝8時半から5時まで見てもらえるという現実です。

確かに育児疲れ解消とか、それから子育て支援でお母さんたちが大変だからというのは現実なんですが、突然連れて来られたお子さんのことを考えたら、とてもこれは大変なことで、1日じゅう朝から晩まで泣いている子供もいますし、ほかの子をひっかく子もおります。見ました、現実に。そういうことを考えますと、どう考えても5人で1人というのはあり得ない。基準は基準でも、あり得ないことだと思いますが、その現実をご存知なんでしょうか。

- 〇議長(高久武男君) 市民福祉部長。
- 〇市民福祉部長(田辺 茂君) お答えします。

保育園によって、確かに一時保育ということで、ある日突然1人の子供が入所しまして、今まで入所した児童と同じように、何の不都合もなく一緒に保育ができるかというと、非常に難しい問題もあると思います。十分そういった日常的に保育園の状況を見ているわけではございませんので、私個人がどれだけ知っているかということで申しますと、わからない部分も確かにあると思いますけれども、保育体制から言えば、先ほども申し上げましたが、園長以下、やっぱり主任保育士あるいは国の加配の保育士もございますし、ずっと一日中1人、その時間中1人ということでもございませんので、そこはある程度弾力的に運用されているものと、こんなふうに理解しております。

- ○議長(高久武男君) 21番、山本はるひ君。
- O21番(山本はるひ君) 私は別にさきたま保育 園に頼まれて、この質問をしているわけではござ いませんし、現状を何回か見させていただいて、 これは大変だなというふうに考えて、西那須野で もこれからそれをするんだということなので、同 じような考えでこういうものを導入すると、やは

り通常通っていらっしゃるお子さんにとっても大 変なことになってしまうと思うんですね。遠足の 日でも、学芸会の日でも受け入れるという形の一 時保育の今は現状なんです。それを小さな子供、 つまり3か月の子供から預かっている保育園にお いて、今看護師もいない、保健師もいないという ようなところで、非常に問題のあるというか、病 気の子供でも37度5分の熱がなければ連れてこら れるような状態になっている保育園の中で、やっ ぱり非常にこれは大変な問題だと思いますので、 その一時保育をやることがいけないということで はなくて、これをして、またニーズがあるのであ れば、ぜひ保育士のほうの人数のほうの手当てを きちっとしていただくか、あるいは1つのところ で5人ではなくて、1つの園で1人ずつ5つの園 でやるみたいな、そんな形をとる何か方策を考え ていただきたいというふうに思います。

それと、もう一つ、1,200円と2,000円で朝から 夕方まで預かるという、そのお金について、1人 が1か月2週間預けられるという制度というもの についても、やはり時間で幾らというような形に したほうが、私は子供にとっていいのではないか と思います。親のためと言ってしまえば、なかな か難しいんですが、子供を産んだ責任というんで しょうか、子育てというのは保育園に任せてしま えばいいという考え方では、やはりいけないと思 っておりますので、預けやすくするということも ありますけれども、必要以上に小さな子供を置い ていってしまうというような現実をやっぱり歯止 めをかける必要があると思うんですが、その辺は いかがですか。

- 〇議長(髙久武男君) 市民福祉部長。
- 〇市民福祉部長(田辺 茂君) お答えいたします。 一時保育の保育料を日額から時間単位というご 提案かと思いますが、この事業を行うにつきまし

ては、事業の実施要綱を当然ですが、定めて実施をしておりまして、その中の保育の期間であるとか、あるいは保育料の額について規定をしてございます。この算定に当たりましては、やはり現行の一般の保育料の基準額の場合は3歳以上、3歳未満の平均額から算出していますので、そういったことで時間単位というご提案をいただきましたが、それにつきましては今後の検討課題ということにさせていただきたいと思います。

- ○議長(髙久武男君) 21番、山本はるひ君。
- **O21番(山本はるひ君)** つまり時間ではできないだろうというお答えだと思います。

とするならば、ぜひ子供、小さなまだ10か月になるような子供を預けるのに、ぽんと見たこともないところに朝8時半に連れてきて、5時まで預けていいんだよという、その形を1人のお子さんが2週間はできるという体制は悪くないんですが、そこのところで、1日預けても2時間でも変わらないんだったら、1日預けてしまうというような考えにやっぱりならないような形で、必要な、本当に保育に欠ける部分だけ保育園で育ててもらうんだというような意識をつくっていただけるような受け付けの体制なり、あるいは市の方針を出していただきたいと思います。

こういう一時保育は大変大切なところだとは思いますが、この一時保育が保育を放棄するという ふうな形にいってしまってはやはりいけないと思いますし、こういうことが日常的に行われてきて、疲れてしまったから預かってもらうんだわという ふうになってしまったときには、やはりお子さんにとって大変問題が起きて、小学校に行ってから やっぱり問題が起きてくる、そういう原因が保育 園のところにあるような気がいたしますので、ぜひいい形で一時保育ができるようにやっていって いただきたいと思います。

これで保育については終わります。 続けて質問をします。

次に、国際観光都市についてなんですけれども、 先ほど観光については海外交流を積極的に行って いくのだというようなお答えがございました。私 は国際観光都市というのは決して地図に英語や中 国語の観光地図をつくるというようなことだけで はなくて、やはり人と人の交流をしなければ観光 都市にはならないというふうに考えております。 例えば先ほどビジット・ジャパンキャンペーンで、 中国、韓国、台湾からの誘客をしていきたいとい うことでしたけれども、例えば福島空港、ここの 一番近い福島空港から、では、この那須塩原市に そういう方たちを呼ぶために、何か施策を持って いるのかどうか。そういうことをこれからしよ うと思っているのかどうかについて。

- 〇議長(髙久武男君) 産業観光部長。
- **○産業観光部長(田代 仁君)** では、お答えをいたします。

ただいま現在実施している事業で、県、国の助成を受けて、那須塩原、鬼怒川、日光、福島空港からのお客を誘客するという事業を進めているわけなんですけれども、相次ぐ新聞報道によりますと、その誘客関係がスムーズにいっていないというような状況で、期間がまだあるんですが、1か月後には見直すというような報道があったわけなんですけれども、なかなか塩原温泉、板室温泉等について、福島空港からの誘客等については、非常に難しい問題と思いますので、そこら辺については今後十分研究していく必要はあると思いますが、今の段階ではちょっと条件的に厳しいかと、このように思っております。

- ○議長(髙久武男君) 21番、山本はるひ君。
- O21番(山本はるひ君) そうしますと、先ほど

中国や台湾や韓国からの誘客をというようなこと は具体的に那須塩原市としては考えていることは ないというふうに受け取ってよろしいんでしょう か。

- 〇議長(高久武男君) 産業観光部長。
- O産業観光部長(田代 仁君) その件につきましては、先ほどご答弁の中で、中国、韓国等の観光誘客等の事業ということでお話ししましたが、実は11月29日から12月5日にかけまして、県との共同の事業なんですけれども、それぞれ中国の上海市、広州市等へ観光協会及び市の職員1名ですが、観光協会が塩原の観光協会で2名、黒磯の観光協会で1名、それぞれの事業に対して県と歩調を合わせて、職員を派遣して誘客活動には行っているというのが実情でございます。
- 〇議長(高久武男君) 21番、山本はるひ君。
- **〇21番(山本はるひ君)** わかりました。

その辺につきましては、国際観光都市ということの、やっぱり考え方をもう少し具体的に、開湯1,200年というのは余り国際観光都市と関係あるのかなというふうにも思いますので、ほかの施策をやっぱり考えていただきたいと思います。

次に、姉妹都市についてですけれども、先ほど 国際交流に対する市民の意識の醸成や理解が必要 であって、それがまだないから海外等の姉妹都市 はできないというようなお答えだったように私は 受け取ったんですが、これは逆だと思うんですね。 積極的に海外の都市と姉妹都市を結ぶことによっ て、市民の意識の醸成というのはできていくので はないかなと思います。

例えば今中学生に対して、海外へ行くというようなことに教育委員会のほうは助成をしております。その行き先についてはアメリカであったり、オーストラリアであったり、今年のようにヨーロッパであったりと、毎年いろいろな場所に行って

いるわけですが、それを考えますと、その中学生の海外視察というか、研修が非常にいいものだというふうにとらえられていて、行きたい人がたくさんいるけれども、たくさんは行けないという現実を考えますと、やはり手っ取り早くどこかと姉妹都市を結んで、そこと毎年同じところと交流をするということを考えたほうが、行く子供たちは毎年違うわけですから、そういうことをすることによって、では、そちらの都市からも人が来る。子供が来れば親も来る。それが観光につながるというふうに私は考えるんですが、その辺についてはどのように考えていらっしゃるんでしょうか。

- ○議長(高久武男君) 答弁を求めます。 教育部長。
- ○教育部長(千本木武則君) まず、中学生の海外 派遣につきましては、基本的には中学生の勉強の ために行くということを第一目的にしておりまし て、姉妹都市交流の縁組先を探しに行っていると いう気持ちは今のところありません。

しかしながら、今回オーストリアを選んだ理由の中には、もちろんオーストリア自身がヨーロッパの文化の中心で、歴史的なものが日本とは相当違う歴史を持っている。そういうものを子供たちに体験していただきたいという第一の目的とあわせて、那須野が原開拓に縁があった青木さんの末裔のニクラスさんという方にお世話になって、この事業ができているというふうな事実もあります。それがどのようにこれから芽が吹いていくのかについては、まだ定かではありませんけれども、基本的に中学生の海外派遣は姉妹都市のための交流として始まったものではないという考え方であります。

- O議長(高久武男君) 21番、山本はるひ君。
- **○21番(山本はるひ君)** それはよくわかっております。姉妹都市を結ぶために見つけに行ってい

るのではないということはわかるんですが、そのように毎年これからも中学生が海外を見てくるというような経験をさせたいというようなことを続けていくのであれば、私はやっぱり継続的に進めることによって、国際観光都市ということと絡んで、子供たちの海外を見てくるということと、それが10年たてばホームステイを受け入れるとか、向こうの子供たちも来るようになるというようなことで、同じお金を使うんであれば、そのようにしたほうが、市にとっていいのではないかと考えるんですが、その辺はいかがでしょうか。

- 〇議長(高久武男君)答弁を求めます。教育部長。
- ○教育部長(千本木武則君) 結果論としてそういうことになるかどうかは別として、教育委員会としてはそこまでは考えておりません。
- ○議長(高久武男君) 21番、山本はるひ君。
- ○21番(山本はるひ君) その点についてはわかりました。私としては、今子供たちが小学校から英語を学ぶというような、そういう世の中になってきているのであれば、ぜひアメリカなり、オーストラリアなり、英語を話すところと国際的な姉妹都市を結んで、そして、そこに子供たちを、毎年違う子供たちが行くので、同じところであっても、行くことによって市民みんながやっぱり観光にも外国の人が来るというようなことになって、その1つの手段として、そういうことを考えてもいいと思っておりますので、ぜひ国際観光都市というふうに言ったときのイメージの中に、海外との姉妹都市も目に入れておいていただければありがたいなというふうに思います。

次に、最初の質問に移ります。

行財政改革の市役所組織の見直しについてなんですが、今回先ほどの答弁では見直しをするということで、総合支所方式という名前ではあるけれ

ども、何か分庁方式みたいな形になるのかなというふうな感じで聞いておりました。今まで私が言ってきた調整班はなくなるようですし、教育委員会と水道の関係が西那須野の空いている庁舎のほうに移るというようなことだったんですが、これは確認なんですが、来年の18年度の4月からそのように今おっしゃられたことをやっていくということでよろしいんですか。

- 〇議長(髙久武男君) 企画部長。
- **○企画部長(松下 昇君)** ご質問のとおり、来年 の4月からということで実施してまいりたいと考 えております。
- ○議長(髙久武男君) 21番、山本はるひ君。
- ○21番(山本はるひ君) その見直しの中で、先 ほど各部の人員の変化はないということだったと 思うんですが、それぞれ仕事を今している中で、 部の再編とか、先ほど税金のところの関係などが 変わるようなところがございましたが、それでも 人の配置を変えないで、そのままでやるというこ とに問題はないですか。
- 〇議長(高久武男君) 企画部長。
- ○企画部長(松下 昇君) 先ほどの市長のほうの答弁は、組織機構の改編を検討するに当たって、 人員を部同士でやり取りをすると、組織がいろいろな形で、例えば部がAからBのほうに職員がたくさん行けば、Bのほうに1つ課をつくろうかとか、そういう話になっていってしまうので、今の枠組みの中で部に与えられた人員の中で、できる限りやりやすい組織を考えてくださいという前提条件をつけたということでありまして、実際来年の4月の人員につきましては、これから最後は人事異動という形で決まるわけですけれども、総務部の所管になりますが、内容を精査して人員を張りつけていく。特定行政庁との問題等もありますし、いろいろな問題をいろいろお答えしてまいり

ましたけれども、それらもろもろを勘案いたしま して組みかえはしていくというふうに理解してい ただきたいと思います。

- ○議長(高久武男君) 21番、山本はるひ君。
- **〇21番(山本はるひ君)** わかりました。

この点については先ほど市長の答弁にもありましたように、アンケートの中でも市民は市役所組織の簡素化とか、それから行財政の運営経費の削減というようなことを望んでいるということですので、ぜひその辺は仕事のしやすさとサービスが低下しないことと、私としては職員がこれ以上ふえないというか、ふえて人件費がふえるというようなことがないような形で、やっぱりやっていっていただきたいと思います。

最後のところで、職員の異動の話と、それから、 本庁と3つの支所の職員の異動の話なんですが、 先ほどの話では、何か本庁、つまり黒磯支所が主 導をとっていくということがはっきりしたような 答え、管理をしていくというか、本庁でやってい くけれども、支所をそのまま残すみたいな形で答 えがあったような感じなんですが、私は黒磯の支 所というのは本庁と同じようなものなんだろうな というような感じで見ておりますので、3つと考 えたときに、3つの場所に職員がいるというふう に考えると、その3つの黒磯と西那須野と塩原の 3つに分かれているというか、その場所の職員を、 もとのままそこにいる方が多いので、それを動か すことによって、職員が市の一体感というものを より持つのではないかというふうに感じておりま すし、そのようなお答えが先ほどありましたので、 ぜひ思い切った異動というのが必要なんだろうな というふうに思います。

前にどこでしたか、そういうふうに合併したと ころがなかなか一体感が持てなかったけれども、 一体感を持った一番の理由は何ですかということ をお聞きしたときに、やっぱり職員を異動させる ことが一番だったということが出ておりましたの で、ぜひこの点については、していっていただき たいと思うんですが、その辺はどのように考えて いるんでしょうか。

- 〇議長(髙久武男君) 総務部長。
- ○総務部長(君島 寛君) 先ほど異動の関係のお答えを申し上げたとおりでございますけれども、市長のほうからもやはり来年の4月の1日に向けた人事異動については積極的に取り組めというふうな指示をいただいております。これを受けまして、一体感の醸成に向けた人事の配置、そういったものに取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

- ○議長(髙久武男君) 21番、山本はるひ君。
- **〇21番(山本はるひ君)** わかりました。

先ほど異動の期間のおよその目安が3年から5年だというようなお答えだったと思うんですね。市役所の職員においては、一般の事務職員については、どこでも対応できるような形で3年、5年というのが適切だと思っておりますが、これに例外というようなものはあると思うんですね。その辺についてはどんなふうに考えておられるのかお尋ねしたいと思います。

- 〇議長(髙久武男君) 総務部長。
- ○総務部長(君島 寛君) 先ほど、おおむね3年 から5年という話をしました。専門職員といった ものが市役所の中にはございます。そういったも のについてはこれに当てはまらない年数と、そう いったものもございますので、その辺はご理解を いただければというふうに思っております。
- O議長(高久武男君) 21番、山本はるひ君。
- **〇21番(山本はるひ君)** つまり、一般の職員に ついてはということでいいんだと思います。ぜひ

この辺につきましても、私はだれが3年いて、だれが4年いるというのはよくわかりませんけれども、ぜひ異動のほうは建物の異動とともに、部とか課の異動というのもきちっとしていただいて、早く3つの町と市が一緒になったものを市の職員のほうが一体感を持てるような形で行政を進めていっていただきたいと思います。

採用試験の先ほどの定員管理のことにつきましては、余り多くは、自然に退職していくということで20年までは採っていくというようなことでしたが、ぜひ中のスリム化とか仕事のやり方を考えていただいて、数はやっぱり減らせるところは減らしていただいて、足りないところは人を配置していただいて、いい組織にしていただきたいと思います。

これで私の一般質問を終わりにいたします。

○議長(高久武男君) 以上で21番、山本はるひ君 の市政一般質問を終了いたしました。

◎散会の宣告

○議長(高久武男君) 以上で本日の議事日程は全 部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。 ご苦労さまでした。

散会 午後 2時06分